



東京大学ビジネスロー・ワーキングペーパー・シリーズ
No. 2023-J-01

保険契約の移転における認可の審査基準の再検討

東京大学大学院法学政治学研究科
先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム 元特別研究員

日本生命保険相互会社

松下泰浩

2023 年 2 月

本論文は、『生命保険論集』第 218 号（生命保険文化センター，2022 年 3 月発行）に掲載された同名の論文を基にして、その後に加筆・修正を行ったものである。

東京大学大学院法学政治学研究科

先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム
ビジネスロー・比較法政研究センター（ビジネスロー部門）

このペーパーは <http://www.j.u-tokyo.ac.jp/research/blwps/> から無料でダウンロードできます（無断転載禁止）

先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム及びビジネスロー・比較法政研究センターについては、

下記のサイトをご参照下さい。

<https://ablp.j.u-tokyo.ac.jp/> <http://www.ibc.j.u-tokyo.ac.jp/index.html>

要 旨*

本稿では、保険業法 135 条以下に定める保険契約の移転について、その活性化および保険契約者の保護の両立の観点から、現行法制、特に認可の審査基準を検討する。

保険契約の移転とは、保険業法に定める一定の要件および手続きに従い、他の保険会社との契約により、保険契約群を当該他の保険会社に移転することである。この保険契約の移転は、移転の条件によっては保険契約者等を害する一方で、適切な条件であれば、保険会社だけでなく、保険契約者等にもメリットを与えることが期待できる。本稿では、平成 24 年の保険業法改正における議論を振り返ることで、保険契約の移転に際して必要となる金融庁による認可の審査基準に問題点ないし不明瞭な点が存することを明らかにした。これらの点につき、比較法の観点から英国の法制および裁判所の審査事例を踏まえ検討した結果をまとめると次のとおりとなる。

すなわち、現行の認可の審査基準では、（１）保険契約の移転の目的を審査することとなっているが、これは、健全性水準の向上やサービス水準の低下が予期される場面でのその防止など、保険契約者に少なくとも将来的な利益が認められることを要求する趣旨と理解すべきである。また、移転対象契約の選定基準を審査する趣旨は、チェリーピッキングの防止と解することが妥当である。

（２）保険契約の移転前後におけるソルベンシー・マージン比率の差異は考慮しなくてよいと読める規定となっているが、可能な範囲で ESR や資本管理方針の比較を行うべきである。また、健全性に対する保険契約者の主観的評価は考慮されるべきではないが、親会社や保険会社グループによる支援への期待については、それがソルベンシー規制上の数量水準を根拠とする期待であれば考慮されるべき場合がある。

（３）個々のサービス内容の差異が審査されることとなっているが、適切な代替手段の有無といったサービス水準の差異をもって審査すべきである。また契約の保全手続きのサービス水準の差異を重視して審査すべきであり、その限度で付帯サービスの審査の重要性は劣る。

（４）移転会社が株式会社である場合、移転対象契約が過去に寄与した剰余資産が移転会社内に存在しても、移転対象契約者に対し分配しない取扱が規定上許容されるが、この考え方は穏当である。

*本稿の作成に当たっては、後藤元東京大学教授、神作裕之東京大学教授、朱大明東京大学特任教授および東京大学先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム参加者諸氏から有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本生命保険相互会社の見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する

目次

第1章 序論	1
1. 研究の背景	1
2. 研究の目的	3
3. 本稿の検討の順序	7
第2章 日本における保険契約の移転法制	7
1. 保険契約の移転法制の趣旨および平成24年法改正の経緯	7
2. 保険契約の移転法制の概観	8
(1) 移転対象契約の設定等	8
(2) 契約移転の決議	9
(3) 契約移転の公告等および異議申立て	9
(4) 契約移転の認可	11
3. 平成23年金融審議会における議論	13
(1) 保険契約の移転の目的および移転対象契約の選定基準	13
(1)－1 保険契約の移転の目的	14
(1)－2 移転対象契約の選定基準	15
(2) 移転会社と移転先会社の健全性	16
(3) サービス水準	17
(4) 剰余の取扱い	18
(5) 小括	19
第3章 英国の保険事業譲渡法制および審査事例	20
1. Financial Services and Markets Act 2000の規定	21
2. 金融規制当局による保険事業譲渡の規制の概要	22
(1) 独立専門家	23
(2) 事業譲渡計画報告書	23
(3) 保険契約者等への通知	25
(4) 保険事業譲渡の審査	26
3. 裁判所による審査事例から見る承認基準	28
(1) 審査の基本姿勢	28
(a) 保険事業譲渡審査のアプローチ	29
(b) 小括	30
(2) 保険事業譲渡の目的および譲渡対象契約の選定基準	31
(2)－1 保険事業譲渡の目的	31
(a) 英国外事業の継続不可懸念の対応	31
(b) グループ内再編による経営の効率化、資本調達力の向上	32
(c)－1 非中核事業のグループ外移転による中核事業への集中①	33
(c)－2 非中核事業のグループ外移転による中核事業への集中②	34
(d) 小括	35

(2)－2 譲渡対象契約の選定基準	36
(a) 譲渡対象契約の選定の合理性	36
(b) 小括	37
(3) 譲渡保険会社と譲受保険会社の健全性	37
(a) ソルベンシー規制上の数量水準	38
(b) ソルベンシー規制上の数量水準その他の健全性に係る要素	38
(c) 小括	42
(4) サービス水準	43
(a) 契約の保全手段の変更	43
(b) 譲受保険会社の事業特性等を理由とするサービス水準の低下懸念	44
(c) 小括	45
(5) 剰余の取扱	46
(a) 剰余に対する有配当保険者の合理的期待	46
(b) 小括	47
第4章 英国の法制および審査事例を基にした認可の審査基準の検討	47
1. 保険契約の移転の目的および移転対象契約の選定基準	48
1－1. 保険契約の移転の目的	48
1－2. 移転対象契約の選定基準	51
2. 移転会社と移転先会社の健全性	51
(1) ソルベンシー規制上の数量水準の差異	51
(2) ソルベンシー規制上の数量水準以外の健全性に係る要素	52
3. サービス水準	54
(1) 審査の対象となるサービス	54
(2) 付帯サービスの審査	56
4. 剰余の取扱い	56
第5章 終わりに	57

第1章 序論

1. 研究の背景

保険会社は、保険業法 135 条以下に定める一定の要件および手続きに従って、他の保険会社との契約により保険契約を当該他の保険会社に移転することができる。これを保険契約の移転という。従来、保険契約の移転に関しては、「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して」移転することが要件（以下、「移転単位規制」という）とされていた¹。この意義は、保険契約者の同意がなくとも保険契約を移転できるという例外的な手続を必要性の高い範囲で限定的にのみ認める点にあったとされている²。実際、これまで保険契約の移転が行われた事例は、殆どが保険会社の破綻時³や外国保険会社の日本撤退時といった保険契約の移転を認める必要性が高い、いわば緊急避難的なものであった。

しかし、緊急避難の場面とは異なり、平時において顧客属性や販売チャネルに応じた組織再編のために保険契約の移転（以下、「組織再編等を目的とする保険契約の移転」という）を実施しようとする場合には、移転単位規制が障壁となるとの指摘⁴がなされ、その緩和がかねてより要望されていた⁵。こうした中、この問題は、平成 23 年 6 月 29 日

¹ このような規制があったことから、平成 24 年の保険業法改正以前は、「保険契約の移転」のことを「保険契約の包括移転」と呼んでいた（改正前保険業法 135 条）。本稿では、平成 24 年の保険業法改正以前の議論を紹介する際も、原則「保険契約の移転」との文言を使用する。

² 後藤元「保険契約の包括移転をめぐる保険業法の規律について－保険契約の移転単位規制の緩和を中心に－」「新たな保険経営組織と事業再編スキーム」研究会編『新たな保険経営組織と事業再編スキーム』（生命保険文化センター，2011 年）181 頁。

³ 保険業の継続が困難であることが認められる等の場合には、保険業法 241 条に基づき、内閣総理大臣から保険契約の移転の協議等の措置が命じられる。

⁴ 高山崇彦「保険契約の包括移転制度に関する提言」Business Law Journal 1 巻 2 号（2008 年）20 頁、23 頁、野口直秀「保険会社の事業再編について」生命保険論集 165 号（2008 年）205 頁以下、東京海上日動火災保険株式会社編『損害保険の法務と実務』（金融財政事情研究会，2010 年）635－636 頁。

⁵ 平成 19 年 10 月 24 日の金融審議会金融分科会第二部会および保険の基本問題に関するワーキング・グループの合同会合において、移転単位規制の緩和が議題として取り上げられた（この会合の議事録は、

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/gijiroku/20071024.html, last visited 2022/11/4) より入手可能である)。しかし、「保険契約の移転単位の見直しに際しては、保険契約者や一般債権者の保護（異議申立制度の在り方を含む）、当事会社の財産状況の確認手法、包括移転が保険契約の特性を踏まえて保険契約者の同意を得ずに契約を移転できる特例的な手法であること等の多くの論点について、検討を行う必要があるものと考えられる。このため、直ちに保険契約移転時における移転単位を見直すことは適当ではなく、この点については、上記のような論点について保険契約者保護等の観点から、十分議論を深めつつ、引き続き丁寧に検討すべきものと考えられる。」（「金融審議会金融分科会第二部会報告～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～（平成 19 年 12 月 18 日）」10 頁（available at

から開始された金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」（以下、「平成 23 年金融審議会」という）⁶で取り上げられ、平成 23 年金融審議会「『保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ』報告書（平成 23 年 12 月 2 日）」（以下、「平成 23 年金融審議会報告書」という）⁷において、移転単位規制は保険会社が事業再編を行う上で一定の制約となっているものの、当時の法制は移転される保険契約者に十分に配慮されたものになっていないとの認識が示された⁸。そして、移転単位規制を撤廃する一方、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から、情報提供の充実、異議成立要件の見直し、保険契約者に対し不利とならぬ解約機会の提供等の所要の措置を講じることが適当であるとの見解とともに、保険業法 139 条 2 項で概括的に定められていた金融庁長官による認可⁹の基準につき、より具体的な審査の視点が示され¹⁰、これらが平成 24 年の保険業法改正により法制化された。

以上のとおり、保険契約者の保護の充実とともに組織再編等を目的とする保険契約の移転における障壁を緩和する趣旨から平成 24 年の保険業法改正は行われた。しかしながら、現在に至るまで、組織再編等を目的とする保険契約の移転事例は僅少¹¹であるこ

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-2.html, last visited 2022/11/4) として、結論が先送りされた。

⁶ 平成 23 年金融審議会の資料・議事録等は、https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base_gijiroku.html#hoken_wg, last visited 2022/11/4 より入手可能である。

⁷ この報告書は https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20111207-1.html, last visited 2022/11/4 より入手可能である。

⁸ 平成 23 年金融審議会報告書 5 頁。

⁹ 保険業法 139 条 1 項による認可主体は内閣総理大臣であるが、保険業法 313 条 1 項により、権限が金融庁長官に委任されるため、本稿では認可主体を原則「金融庁長官」として記述する。

¹⁰ 平成 23 年金融審議会報告書 5 頁～8 頁。

¹¹ 「保険契約の移転」または「保険契約の包括移転」をキーワードとして Google にて検索したところ、平成 24 年の保険業法改正が施行された 2013 年 3 月 26 日以降、以下 11 件の国内における保険契約の移転事例が見つかった。①三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社の 3 社間における契約移転（2014 年 4 月）、②移転会社をアメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー日本支店、移転先会社をアメリカンホーム医療・損害保険株式会社とする契約移転（2014 年 4 月）。③移転会社をカーディフ・アシュアランス・ヴィ日本支店、移転先会社をカーディフ生命保険株式会社とする契約移転（2018 年 4 月）。④移転会社をカーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール日本支店、移転先会社をカーディフ損害保険株式会社とする契約移転（2018 年 4 月）。⑤移転会社をアシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ日本支店、移転先会社を三井住友海上火災保険株式会社とする契約移転（2019 年 4 月）。⑥移転会社をスイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド日本支店、移転先会社を Swiss Re Asia Pte. Ltd. 日本支店とする契約移転（2019 年 10 月）。⑦移転会社をライフエイド

とから、保険契約の移転に係る法規制には未だ課題が存在する可能性がある。

2. 研究の目的

組織再編等を目的とする保険契約の移転は、その条件によっては保険契約者等を害する一方で、適切な保険契約の移転であれば、保険会社だけでなく、保険契約者にもメリットを与えることが期待できる。したがって、その見極めが肝要となるところ、金融庁長官は、移転対象契約に係る異議が一定数以下であれば異議の多寡にかかわらず認可することも否認することもできる権限を有することから、適切な考慮要素に基づき、過度に緩和的または厳格とならぬ、バランスのとれた判断が求められる。

金融庁長官の認可審査は、保険業法 139 条 2 項に定める認可基準に加え、平成 24 年の保険業法改正以降は、同法施行規則 90 条の 2 の配慮事項および保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」という）III-2-18 (2) の留意点（以下、同法 139 条 2 項の認可基準、同法施行規則 90 条の 2 の配慮事項、監督指針 III-2-18 (2) の留意事項をまとめて「認可の審査基準」という）に基づくこととなる。しかし、認可の審査基準の中には、一見すると、移転される保険契約者の保護が不十分ではないかとの疑問が生じる規定や、一方で保険契約の移転を実施しようとする保険会社にとって過度な障壁となり得る規定が存在する。例えば、健全性の審査において、両当事会社に一定以上のソルベンシー・マージン比率を要求する定め¹²となっているところ、移転される保険契約者の保護の観点からは、両当事会社のソルベンシー・マージン比率の差異は問題としなくてよいのであろうか。また、サービスの審査について、移転前後において、保

少額短期保険株式会社、移転先会社を東日本少額短期保険株式会社とする契約移転（2020 年 12 月）、⑧移転会社をチューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド日本支店、移転先会社をチューリッヒ生命保険とする契約移転（2021 年 4 月）。⑨移転会社を東京海上ミレア少額短期保険株式会社、移転先会社を東京海上ウエスト少額短期保険株式会社とする契約移転（2021 年 10 月）、⑩移転会社を楽天少額短期保険株式会社、移転先会社を楽天損害保険株式会社とする契約移転（2022 年 4 月）、⑪移転会社をさくら少額短期保険株式会社、移転先会社をプラス少額短期保険株式会社とする契約移転（2022 年 10 月）。そのうち①の事例はMS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社傘下グループの機能別再編であり、また、⑨乃至⑪の事例は移転会社が保有する契約の一部を移転先会社に移転し共同で引き受けるもの等であり、この 4 事例は組織再編等を目的とする契約移転と位置付けることができる。なお、これらの事例における移転対象契約は損害保険または少額短期保険であり、契約期間が長期に亘るという特性を有する生命保険を移転対象契約として組織再編等を目的とする契約移転が行われた事例はない。一方、②から⑧の事例は移転会社が保有する契約の全てを移転し、その後、移転会社において保険業を継続していないため緊急避難を理由とする契約移転と位置付けられる。なお、保険業法 200 条により外国保険会社等に、同法 272 の 29 により少額短期保険業者に同法 135 条以下の保険契約の移転に係る規定が準用されている。

¹² 保険業法施行規則 90 条の 2 第 1 項 4 号。

険契約の保全手続きの対応方法に著しい差異が生じることを認めないと読める定め¹³と
なっているところ、主となる保全手続きチャンネルが異なる保険会社間での保険契約の移
転は認めない趣旨であろうか。

これらの規定の制定に係る議論がなされた平成 23 年金融審議会時点で、日本では組
織再編等を目的とする保険契約の移転事例はほぼ皆無であり¹⁴、また、平成 23 年金融審
議会において海外法制は参照されたものの、海外の移転事例は紹介されていない。した
がって、組織再編等を目的とする保険契約の移転において生じうる論点について踏み込
んだ議論ができず、趣旨が判然としない規定が散見されることとなったと想像される。

他方、以下理由により、今後、日本において組織再編等を目的とする保険契約の移転
ニーズが高まるものと考えられる。すなわち、近年、企業の持続的成長の実現に向け、
事業ポートフォリオの再編による経営の効率化の観点から、経営資源をコア事業の強化
や将来の成長事業への投資に集中させる社会的要請が高まっている¹⁵。また、2025 年に、
国内保険会社に対し、Insurance Capital Standard¹⁶と整合的な経済価値ベースのソル
ベンシー比率¹⁷（Economic Solvency Ratio（以下、「ESR」という））に基づく新たなソ
ルベンシー規制が導入される予定¹⁸であり、ESR の維持・向上という観点から、過去の
予定利率の高い保険契約等の経営を圧迫する保険契約を切り離すニーズが高まるもの
と考えられる。一方、そのような保険契約を受け入れる側にとってもメリットは考えら

¹³ 監督指針 III-2-18 (2) ②。

¹⁴ 平成 23 年金融審議会第 4 回（平成 23 年 9 月 26 日）資料 6 岩井委員説明資料(1)
(available at

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/hoken_wg/siryou/20110926.html, last
visited 2022/11/4) 5 頁において、事業再編としての契約移転が 1 件あったことが示
されたが、当該事例に関する具体的な議論はなされていない。

¹⁵ 経済産業省「事業再編実務指針～事業ポートフォリオと組織の変革に向けて～（事
業再編ガイドライン）」（2020 年 7 月 31 日）。

¹⁶ IAIGs(Internationally Active Insurance Groups（国際的に活動する保険グルー
プ）を対象とし、IAIS（International Association of Insurance Supervisors（保
険監督者国際機構））が策定を進めるグループ全体の継続企業ベースの資本基準のこと
であり、その目的はグループソルベンシーに関する監督上の議論のための共通言語を
作成することにある（中村亮一『ソルベンシー規制の国際動向－保険会社の資本規制
を中心に』52 頁（保険毎日新聞社，2020 年））。

¹⁷ 経済価値で評価された資産と負債の差額をベースに算出するソルベンシー・マー
ジンを分子に、一定のストレスを与えた場合の経済価値ベースのソルベンシー・マー
ジンの変動として認識するリスク量を分母として算出する比率。現行のソルベンシー規
制では、例えば金利が低下しても負債の価値を基本的に変動させないため、資産と負
債の差額としてのソルベンシー・マージンは資産の増加に対応して増加する一方、ESR
の計算にあたっては、負債の評価も増加させるため、ESR は低下しうる（中村・前掲
（注 16）7-9 頁）。

¹⁸ 金融庁「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定に
ついて」（2022 年 6 月 30 日）2 頁。

れ、既に英国や米国では、他の保険会社が販売停止した商品の保有契約ブロック（以下、「クローズド・ブック」という）を取得・集約し、資産運用と契約管理の効率化を通じ収益化するクローズド・ブック事業が存在している¹⁹。日本において他保険会社のクローズド・ブックを取得する際には、保険契約の移転を活用することが想定されるところ、日本でもクローズド・ブック事業を有力な新規事業領域の一つと位置付け、将来的な国内事業展開を視野に入れる保険会社グループが現れている²⁰。

このような足元の経営環境に加え、少子高齢化と人口減少が進む日本において、特に生命保険業の事業拡大には限界があることから、経営の効率化に繋がる組織再編等を目的とする保険契約の移転は中長期の経営戦略としても推進されていくべきと筆者は考える。保険契約の移転には、このような活用の可能性がある中、前述のとおり現行の認可の審査基準の制定過程における議論には不十分な点があり、その趣旨が判然としない規定が存在することから、この問題点が今後の保険会社経営の足枷となる前に、その再検討が必要である。

本稿では、以下理由により英国の法制や審査事例を基にしてこの問題の検討を試みる。すなわち、英国では組織再編等を目的とするものも含め契約移転が活発に行われているところ²¹、英国の法制を参照した契約移転制度を近年各州で導入している米国²²の全米

¹⁹ 保険契約を受け入れる保険会社にとってのメリットは収益向上だけでなく、分散効果による ESR の向上も考えられる。例えば、保有契約のポートフォリオが生存保険に偏っている生命保険会社が死亡保険を受け入れる場合、分散効果によりリスク量を一部削減して認識できるため ESR が向上する可能性がある。

²⁰ 株式会社 T&D ホールディングスの 2019-2021 年度中期経営計画（2019 年 6 月 3 日公表）より。2019 年 11 月 26 日には、クローズド・ブック事業のノウハウ取得・蓄積を目的の一つとして、クローズド・ブック専門保険会社である Fortitude Group Holdings, LLC の持分 25%を取得する旨公表している。また、MS&AD ホールディングスが 2017 年 10 月 6 日に公表したニュースリリース「英国生命保険クローズド・ブック事業持株会社 ReAssure 社への出資について」では、日本における事業展開について直接的な言及はないものの、出資の目的の一つがクローズド・ブック事業のノウハウ吸収であることとともに、日本の契約移転の要件等が説明されており、日本における事業展開も視野に入れていることが窺える。

²¹ Sidley Austin LLP, London『PART VII TRANSFERS EFFECTED PURSUANT TO THE UK FINANCIAL SERVICES AND MARKETS ACT 2000』によると、Financial Services and Markets Act 2000 Part VII（2001 年 12 月施行）に基づく契約移転は、2020 年 9 月 4 日時点で 298 事例（裁判所による承認前の事例を含む）確認されたとのことである。

²² 米国の保険に関する法規制は州・法域によって異なっている。近年、英国の法制を参照した契約移転法制として、保険事業譲渡（insurance business transfer）または会社分割（division）を導入している州は、2021 年 2 月時点で 8 州ある（保険事業譲渡：ロードアイランド州、バーモント州、オクラホマ州。会社分割：コネチカット州、イリノイ州、ミシガン州、アイオワ州、ジョージア州）（Mayer Brown, Global Insurance Industry 2020 Year in Review（2021.2））。また、2022 年 11 月 4 日時点で 2 件の保険事業譲渡が確認できる（いずれもオクラホマ州の事例である）。

保険監督長官協会（National Association of Insurance Commissioners）における議論²³によると、英国において契約の移転後に移転先の保険会社が破綻した事例は確認されていない²⁴。加えて、英国の契約移転制度が成功したのは、特に保険契約者保護に焦点を当てたためであると評されており²⁵、英国では契約者保護に配慮しつつ過度な障壁とならぬ契約移転制度の構築・運用がなされていると考えられる。また、平成 23 年金融審議会では、英国・ドイツ・米国の法制が参照²⁶されたところ、英国は、契約移転の最終的な承認権限を持つのが金融規制当局ではなく裁判所である点では日本と異なるものの、承認にあたって保険契約の移転に反対する契約者の意思を考慮する機会が設けられている点²⁷、異議を申し出た契約者に解約の機会はあるが移転元保険会社に残留することはできない点²⁸において日本と近い法制²⁹を有していると位置付けることができる。更に、世界最大の保険市場である米国も上述の通り英国の契約移転法制を参照しており、日本の認可の審査基準を検討するにあたり、世界のスタンダードとなりつつある

²³ 全米保険監督長官協会傘下の Restructuring Mechanisms (E) Working Group および Restructuring Mechanisms (E) Subgroup において議論がなされている。このワーキング・グループの資料等は、それぞれ、
https://content.naic.org/cmte_e_res_mech_wg.htm, last visited 2022/11/4、
https://content.naic.org/cmte_e_res_mech_sg.htm, last visited 2022/11/4 より入手可能である。

²⁴ Luann Petrellis and Richard Newton, e-mail sent to NAIC Restructuring Mechanisms (E) Working Group and Subgroup (2019.6.3)。当 e-mail は、Restructuring Mechanisms (E) Working Group における資料の一つである。注 23 記載の URL から入手可能。なお、「Petrellis/ Newton comments (Word)」との表題で示されている。

²⁵ Douglas A. Wheeler and Andrew T. Vedder, e-mail sent to NAIC Restructuring Mechanisms (E) Working Group and Subgroup (2019.4.26)。当 e-mail は、Restructuring Mechanisms (E) Working Group における資料の一つである。注 23 記載の URL から入手可能。なお、「New York Life / Northwestern Mutual Comments on Principles」との表題で示されている。

²⁶ 平成 23 年金融審議会第 4 回資料 8 後藤元委員説明資料・前掲（注 14）。

²⁷ ドイツでは、当局の認可にあたって移転対象となる契約者が意見を表明する機会がない（ドイツ保険監督法 13 条）。なお、ドイツの保険契約ポートフォリオの移転の法制は、後藤・前掲（注 2）182 頁－184 頁で紹介されている。

²⁸ 平成 23 年金融審議会において参照された米国の法制では、保険契約の移転に反対する保険契約者は、移転元の保険会社に残ることができる点で日本の法制と大きく異なる（Assumption Reinsurance Model Act (Model 803) 5 条 A 項）。なお、米国の Assumption Reinsurance の法制については、野口・前掲（注 4）220－224 頁、後藤・前掲（注 2）187 頁－190 頁で紹介されている。

²⁹ 日本民法と同様、英国においても債務者の変更には債権者の同意が必要（オーレ・ランドーほか（潮見佳男ほか訳）『ヨーロッパ契約法原則Ⅲ』100 頁（法律文化社、2008 年））であり、保険契約の移転はその例外と位置付けられる点でも日本と近いと考えられる。

英国を参考とし、異なる考え方を取るべき場合があれば、その理由を明らかにしておくことは、欧米の保険会社の日本への参入障壁を減らし、日本の保険市場の活性化、ひいては保険契約者の利益につながるものと考えられる。

3. 本稿の検討の順序

以下では、まず第2章において、保険契約の移転の趣旨および平成24年の保険業法改正の経緯ならびに保険契約の移転法制全体を概観した上で、どのような議論を経て現行の認可の審査基準が策定されたのかを確認し、その問題点を指摘する。次いで、第3章において、英国の法制を概観した上で、裁判所の審査事例を基に英国の審査の在り方について考察を試みる。その後第4章では、第2章で明らかにした日本の認可の審査基準の問題点につき、英国の法制や裁判所による審査事例を参考に、いかなる対処がなされるべきか検討する。第5章は簡単なまとめである。

第2章 日本における保険契約の移転法制

1. 保険契約の移転法制の趣旨および平成24年法改正の経緯

保険契約の移転は、保険者がその保険契約上の地位を他の保険者に移転する行為であり、当該保険契約上の債権者であり債務者でもある保険者の交替である³⁰。民法上、契約上の地位を第三者に移転するためには、契約の相手方の同意が必要となる（民法539条の2）が、保険契約を移転する場合には、膨大な数の保険契約者から個別の同意を得ることは極めて困難であるため、金融庁長官による認可を前提に、異議の手続きを通じた保険契約者の集団的な同意があれば移転できることとしている。

上述のとおり平成24年の保険業法改正以前は、移転単位規制が存在していたことから、保険契約の移転を活用できるのは、保険会社の破綻時または外国保険会社の日本撤退時³¹のような保険契約者にとって必要性が非常に高い場合に限られると理解されていた。しかし、このような移転単位規制を廃止し、「保険契約の移転が一定程度柔軟に行われるようになった方が、例えば、販売チャネル別の保険会社の再編や特定の分野への経営資源の集中が容易となり、保険会社の業務の効率化が図られる。また、保険金の確実な支払いを担保する経営の健全性が確保されることを前提に、保険事故時や保険契約者からの相談・照会への対応等様々なサービスの向上等が見込まれる保険契約の移転については、保険契約者にとっても利益となる」との見解³²が平成23年金融審議会報告書において示された。これを受け、平成24年の保険業法改正により、移転単位規制を撤

³⁰ 安居孝啓『【改訂3版】最新保険業法の解説』（大成出版社、2016年）500頁。

³¹ 平成23年金融審議会第2回（平成23年7月27日）資料3事務局説明資料(3)5頁に示される1991年以降の契約移転事例によると、その多くは外国保険会社の日本撤退の事例である。

³² 平成23年金融審議会報告書5頁。

廃し、保険契約者間の公平や保険契約者の保護の観点から所要の措置（情報提供の充実、異議成立要件の見直し等）が講じられるとともに、金融庁長官による認可にあたり保険契約の移転の合理性や適切性を個別に審査する仕組みに改められた。

以上によると、平成 24 年の保険業法改正は、保険会社の破綻時や外国保険会社の日本撤退時といった有事の類型に限られていた保険契約の移転を、組織再編等の平時の類型においても活用できるよう門戸を開こうとしたものと理解できそうである。

2. 保険契約の移転法制の概観³³

保険契約の移転は、（１）移転対象契約の設定等、（２）契約移転の決議、（３）契約移転の公告等および異議申立て、（４）契約移転の認可といった一連の手続きを経て行われる³⁴。以下、平成 24 年の保険業法改正内容にも触れながら、順に確認する。

（１）移転対象契約の設定等

保険契約の移転にあたっては、保険契約の移転をしようとする保険会社（以下、「移転会社」という）とその移転を受ける保険会社（以下、「移転先会社」という）との間で移転対象契約が契約により決定される（保険業法 135 条 1 項）³⁵。その際、同法 137 条による公告時において既に保険事故が発生している保険契約または既に保険期間が終了している保険契約は移転対象契約に含めることができない（同法 135 条 2 項、同法施行令 15 条 1 項・2 項）³⁶。

³³ 保険株式会社は会社分割（保険業法 173 条の 2 以下）によっても保険契約を承継することができるが（但し、相互会社は会社分割をすることができない）、会社分割に係る認可の審査基準（保険業法 173 条の 6、同法施行規則 105 条の 6 の 2、監督指針 III－2－18（3））は保険契約の移転の場合と全く同様であるため、本稿の議論は会社分割による保険契約の承継にも基本的に当てはまるものと考えている。なお、保険契約の移転を含む事業譲渡の場合には、認可を含む保険契約の移転手続きを行った上で、事業譲渡に係る認可（保険業法 142 条）を受ける必要があるとされている（安居・前掲（注 30）512 頁）。保険契約の移転の際にはシステムや人員等を承継する必要性が生じる場合が多いと想定されることから、実態としては、事業譲渡の手続きも併せて採られることになると思われる。

³⁴ 保険契約の移転の完了後、移転会社は保険契約の移転が行われた旨の公告を、移転先会社は移転対象契約者に対して移転された旨の通知をしなければならない（同法 140 条 1 項・2 項）。

³⁵ 外国保険会社や少額短期保険業者が移転会社または移転先会社となることもできる（保険業法 135 条 1 項、同法 210 条、同法 272 条の 29）。

³⁶ この規定の趣旨は「これらの保険契約者には確定的な保険金請求権や返戻金請求権が生じているため、当該保険契約者にとって保険契約者の集団を維持する利益はなく、また、保険契約の移転の対象となれば手続きが終了するまで支払を受けられなくなるといった不利益が生ずることとなることを考慮したもの」と説明される（安居・前掲（注 30）502 頁）。しかし、保険期間が終了した契約について、後に契約有効時における支払事由等が判明する場合があるため、保険業法 137 条の公告時において確定的

また、移転会社・移転先会社間の契約には、保険契約の移転とともにする保険会社の財産の移転に関する事項を定めなければならず、移転会社は、移転対象契約者以外の当該移転会社の債権者の利益を保護するために必要と認められる財産を留保しなければならない（同法 135 条 3 項）³⁷。

なお、移転会社・移転先会社間の契約において、移転対象契約について、契約条項の軽微な変更で保険契約者の不利益とならないものを定めることができる（同条 4 項）³⁸。

（２）契約移転の決議

移転会社・移転先会社間における契約後、移転会社・移転先会社の双方において、株主総会または社員総会もしくは総代会（以下、「株主総会等」という）の決議³⁹を行うことが必要である（同法 136 条 1 項）。この決議のための招集通知においては、同法 135 条に係る契約の要旨を示さなければならない（同法 136 条 3 項）。なお、株主総会等の会日の 2 週間前から、同法 137 条による異議申立期間の最終日まで、同法 135 条による契約の契約書や移転会社・移転先会社双方の貸借対照表を各営業所等に備え置かなければならない。

（３）契約移転の公告等および異議申立て

保険契約が移転される保険契約者（以下、「移転対象契約者」という）については、

な保険金請求権や返戻金請求権が生じている旨の説明には疑問が残る。移転会社は保険期間が終了した契約に係る契約情報等を維持し続けるために、システムや人的資源を手当する必要があることから、当該規定は保険契約の移転による業務の効率化にとって障壁となり得る。この点、本稿において比較対象として取り上げる英国においては、保険期間が終了した保険契約に係る債務を譲渡対象とすることが可能である（The Prudential Regulation Authority's approach to insurance business transfers, (available at <https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/publication/2015/the-pras-approach-to-insurance-business-transfers>, last visited 2022/11/4), 2.2)。この障壁は立法により緩和されるべきと考えるが、本稿の検討対象とはしない。なお、契約移転の公告時において既に保険事故が発生している保険契約についても、過去の支払事由等が判明する場合があります、契約情報等を一定期間維持するため、当該規定が保険契約の移転による業務の効率化にとって障壁となることは同様であるが、この点の英国の取扱は確認できなかった。

³⁷ 移転会社の債権者に対する債務の履行のために必要な財産が足りなくなると、債権者が詐害行為取消権を行使することで契約移転の法的安定性を欠くおそれがある（保険研究会編『コンメンタール保険業法』（財経詳報社、1996 年）219 頁）ことから、そのような事態を防ぐという趣旨も指摘できる。

³⁸ 移転先会社が移転対象契約の受入にあたってシステムを変えなければならないとすると、多くの費用や手間がかかることが想定されるため、保険契約者の不利益とならない範囲で技術的な変更を認める趣旨である（保険研究会編・前掲（注 37）219 頁）。

³⁹ この決議は、いわゆる特別決議（会社法 309 条 2 項または保険業法 62 条 2 項）による。

その個別の同意に代わる保護として、異議申立手続が用意されている。移転会社は株主総会等の決議の日から2週間以内に、同法135条による契約の要旨、移転会社および移転先会社の貸借対照表、ならびに移転対象契約者で異議がある者は一定の期間内（1か月を下回ってはならない）に異議を述べるべき旨その他同法施行規則88条の3で定める事項を公告するとともに移転対象契約者に通知⁴⁰しなければならない（同法137条1項・2項）。そして、期間内に異議を述べた移転対象契約者の数が移転対象契約者の総数の10%を超え、かつ、当該異議を述べた移転対象契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額として同法施行規則89条で定める額が移転対象契約者の当該金額の総額の10%を超える場合（以下、「異議の成立要件」という）は、保険契約の移転が禁止される（同法137条3項）⁴¹。一方、異議の成立要件を満たさなければ、移転対象契約者全員が保険契約の移転を承認したものとみなされる（同条4項）。

なお、平成24年の保険業法改正により、①異議の成立要件の引き下げ⁴²、②移転対象契約者への個別通知の義務付け、③公告および個別通知事項の追加⁴³、④異議を述べた移転対象契約者に対する一定の保険料等の払い戻し義務の新設（同条5項）⁴⁴等、異議

⁴⁰ 平成24年の保険業法改正前までは、公告のみが要件であり移転対象契約者への個別通知は不要であったが、移転対象契約者が移転の可否について適切に判断できるよう要件とされた。ただし、移転対象契約が共同保険契約であり、かつ、一定の要件を満たす場合には、保険契約者等に与える影響が軽微と考えられることから個別通知を省略できる（保険業法137条1項ただし書、同法施行規則88条の4）。

⁴¹ 保険契約の全部に係る保険契約の移転である場合には、期間内に異議を述べた移転対象契約者の数が移転対象契約者の総数の20%を超え、かつ、当該異議を述べた移転対象契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額として同法施行規則89条で定める額が移転対象契約者の当該金額の総額の20%を超える場合に保険契約の移転が禁止される（同法137条3項）。このように移転会社の保険契約の一部に係る保険契約の移転に比べて異議の成立要件が厳格化されている理由は、保険契約の全部に係る契約移転の場合には、移転する保険契約者と移転元に残る保険契約者の間での不公平の問題が生じないためである（平成23年金融審議会報告書7頁脚注10）。

⁴² 平成24年の保険業法改正前までは、異議の成立要件は一律20%とされていた。

⁴³ 平成24年の保険業法改正により、移転会社および移転先会社のソルベンシー・マージン比率、移転対象契約に係るサービスの内容の概要、保険契約を解約する場合には移転対象契約者に不利益を与えない解約を認める旨、保険契約の移転前後における移転会社及び移転先会社の配当方針ならびに移転前における移転会社及び移転先会社の配当等の額、移転対象契約者に対し剰余金の分配をする場合にはその旨および分配方法等が新たに公告・個別通知事項とされた。

⁴⁴ 同項に規定する払戻額は、保険業法施行規則89条の2で定められており、これは、いわゆる解約控除を行わないなど、保険商品の特性に応じて当該移転対象契約者に不利益を与えない金額である（保険会社向けの総合的な監督指針III-2-18（1）③）。この払戻義務は平成24年の保険業法改正により定められたが、その趣旨は「保険契約の移転は保険会社側の経営判断等により行われること、移転対象契約の選定に保険会社側の恣意的判断が入りうることを踏まえれば、中途解約控除により移転に異議を述べた保険契約者に不利益を課すことは適当でないと考えられる」ためであると

申し立て手続きにおける移転対象契約者の保護の充実が図られた。

（４）契約移転の認可

保険契約の移転には、異議の成立要件が満たされないことに加え、金融庁長官の認可⁴⁵が必要とされている（保険業法 139 条 1 項）。同条 2 項に定めるその審査の基準は、①当該保険契約の移転が保険契約者等の保護に照らして、適当なものであること（同項 1 号）、②移転先会社が、当該保険契約の移転を受けた後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること（同項 2 号）、③移転対象契約者以外の移転会社の債権者の利益を不当に害するおそれがないものである（同項 3 号）。平成 24 年の保険業法改正以前は、この 3 つの概括的な基準のみにより移転の可否が判断されることとされていた。

平成 23 年金融審議会では、組織再編等を目的とする保険契約の移転を念頭に、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から認可の審査において確認されるべき要素が議論され、これを受け、平成 24 年の保険業法改正により、上記の 3 つの基準に関する審査の視点を与えるものとして、以下 5 点の認可審査における配慮事項が新たに規定された（同法施行規則 90 条の 2）。

（保険契約の移転の認可の審査）

第 90 条の 2 金融庁長官は、前条第一項の規定による認可の申請に係る法第 139 条第 2 項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- 一 保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。
- 二 保険契約の移転後において、移転会社を保険者とする保険契約及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること。
- 三 保険契約の移転後において、移転先会社の……社員配当準備金又は……の契約者配当準備金……が適正に積み立てられることが見込まれること。
- 四 保険契約の移転後において、移転会社及び移転先会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。
- 五 移転会社が、移転対象契約者に対して剰余金の分配をする場合には、当該分配が適正に行われるものであること。

説明される（安居・前掲（注 30）507 頁）。ただし、保険契約の全部に係る保険契約の移転である場合には適用されない（同法 137 条 5 項）。

⁴⁵ 認可の申請は、異議申立期間の経過後 1 か月以内に、移転会社および移転先会社の連名の認可申請書を金融庁長官に提出して行われる（保険業法施行規則 90 条 1 項）。その際の添付書類は同条 2 項に定められている。

更に、平成 24 年の保険業法改正を受けて、監督指針 III-2-18 (2) では、同法 139 条 2 項および同法施行規則 90 条の 2 に照らした認可審査における留意点として、以下 6 点を定めている⁴⁶。

(保険契約の移転の認可)

法第 139 条第 2 項に掲げる認可基準及び規則第 90 条の 2 に掲げる配慮事項に照らした保険契約の移転の認可審査の留意点は、下記のとおりとする。

①法第 139 条第 2 項第 1 号に規定する基準

ア．規則第 90 条の 2 第 1 号に規定する配慮事項

例えば、収益性に問題のある契約集団のみを選定して十分な責任準備金の手当がないまま保険契約の移転が行われていないか。

イ．規則第 90 条の 2 第 2 号に規定する配慮事項

移転後における移転会社及び移転先会社の保険契約に係る責任準備金が、将来収支分析等を活用し、保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれるか。

ウ．規則第 90 条の 2 第 5 号に規定する配慮事項

移転会社が相互会社であり、かつ有配当契約を移転する場合には、個々の保険契約に係る配当準備金等以外の剰余について、移転対象契約に係る社員の寄与分や移転会社の健全性等に配慮しつつ、移転対象契約者に適切に分配されるよう手当がなされているか。

エ．その他

規則第 90 条の 2 第 2 号から第 5 号に規定する責任準備金及び配当準備金、保険金等の支払能力の充実の状況、並びに剰余金の分配の計算にあたっては、日本アクチュアリー会の実務基準等を参考にしつつ、保険計理人や移転会社及び移転先会社に属さない規則第 78 条に規定する要件に該当する者等による確認がなされているか。

②法第 139 条第 2 項第 2 号に規定する基準

例えば、移転対象契約に関するサービスの内容について、移転前後で著しい差異が生じていないか。

⁴⁶ 監督指針は保険会社等に対して拘束力を有する法規ではないが、監督指針の記載の中には法令上抽象的な規定によってしか定められていない要件等を、より実質的・具体的に敷衍して定めているものが少なくなく、その限りにおいて、監督指針は、保険業法等の適切な適用を確保するために、法令の解釈を明確にし、法適用における法的安定性と予測可能性を担保する機能を有する（細田浩史『保険業法』（弘文堂、2018 年）3-4 頁）。監督指針 III-2-18 (2) は以上の機能を果たしているものと考えらえる。

③法第 139 条第 2 項第 3 号に規定する基準

例えば、収益性の好調な契約集団のみが、著しく過大な資産とともに、債権者の利益を不当に害する態様で、移転されていないか。

以上が保険契約の移転に係る手続きの全体像である。保険契約の移転の認可については、保険業法 139 条 2 項にその審査の基準を概括的に定め、その具体的な視点を示すものとして同法施行規則 90 条の 2 に配慮事項を、更に監督指針 III-2-18 (2) に同法 139 条 2 項および同法施行規則 90 条の 2 に関する留意事項を定めている。この構造からすると、同法施行規則 90 条の 2 の配慮事項および監督指針 III-2-18 (2) の留意事項の全てを満たした場合でも、その他の要素を基に、同法 139 条 2 項に抵触するとして保険契約の移転を否認することは理屈上可能であろう。しかし、そのような不確実性がある規制体系では、保険会社は、保険契約の移転の準備に係る費用・労力を懸念して検討自体を諦める可能性があり、そのことを規制主体である金融庁側が認識していないとも考えにくい。したがって、同法施行規則 90 条の 2 の配慮事項および監督指針 III-2-18 (2) に抵触しなければ、原則、認可は得られるものと考えられる。

このように考えると、同法施行規則 90 条の 2 の配慮事項および監督指針 III-2-18 (2) の留意事項は規制趣旨が極力明確であり、実施しようとする保険契約の移転が認可されるか否かの予見可能性が高いことが望ましい。しかし、第 1 章の 2. 「研究の目的」で言及したものに限らず、これらには趣旨が判然としない規定が存在する。そこで以下では、同法施行規則 90 条の 2 の配慮事項および監督指針 III-2-18 (2) の制定に寄与した平成 23 年金融審議会の議論を振り返ったうえで、現行の認可の審査基準の問題点を指摘する。

3. 平成 23 年金融審議会における議論

平成 23 年金融審議会において、認可審査時に検討すべき事項として特に議論されたのは、①保険契約の移転の目的および移転対象契約の選定基準、②移転会社と移転先会社の健全性、③サービス水準、④剰余の取扱いである⁴⁷。

⁴⁷ 平成 23 年金融審議会報告書 6-7 頁において当局が審査すべきとされた事項は、i 保険契約の移転の目的、ii 移転対象契約の合理的な切り分け等、iii 移転会社と移転先会社の支払余力、iv 適切なサービス水準の確保である。このうち ii については更に細分化され、移転対象契約の選定基準の合理性、責任準備金の算定の適切性、剰余の適切な分配の 3 点が挙げられている。このうち、移転対象契約の選定基準の合理性については、保険業法施行規則 90 条の 2 第 1 号において、保険契約の移転の目的と併せて審査することとされているため、本稿でも平成 23 年金融審議会における議論をまとめて振り返ることとする。責任準備金の算定の適切性については、主に専門的数理事項に関わるものであるため、本稿の検討対象とはしないが、この論点について、詳しくは公益財団法人損保ジャパン記念財団『「保険業法に関する研究会」報告書 保険契約

(1) 保険契約の移転の目的および移転対象契約の選定基準

保険業法施行規則 90 条の 2 第 1 号では、「保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること」が審査の配慮事項とされている。また、監督指針 III-2-18(2)①ア. では、「例えば、収益性に問題のある契約集団のみを選定して十分な責任準備金の手当がないまま保険契約の移転が行われていないか」が留意点として掲げられている。

(1) - 1 保険契約の移転の目的

保険契約の移転の目的に係る審査とは、平成 23 年金融審議会では、保険契約の移転の必要性または合理性を審査することと捉えていた⁴⁸。すなわち、保険業法における保険契約の移転は、契約の移転について個別同意が必要である民法の原則の例外と位置付けられることから、移転単位規制の撤廃により保険契約の移転をより容易にするのであれば、それを基礎づけるような必要性や合理性等のチェックが必要ではないかとの提言⁴⁹を受けて検討されることとなった論点であった。

この保険契約の移転の必要性や合理性を巡っては、契約移転を行おうとする保険会社側には当然認められても、契約者側にとってはそうでない場合があるとして、契約者側に必要性が認められる場合に限るべきとの意見⁵⁰が出される一方、認可の審査にあたって移転申請をしている会社にとっての必要性を考慮すべきとの意見⁵¹も出されており、誰にとっての必要性または合理性を問題とすべきなのか、平成 23 年金融審議会の委員内で共通の理解が得られた様子はない。また、平成 23 年金融審議会報告書では、「保険契約の移転に係る規制については、従来のような『責任準備金の算出の基礎が同一』という移転単位の規制ではなく、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から、以下のような必要な見直しを行いつつ、移転対象とする保険契約（移転対象契約）の選定基準の合理

包括移転制度の検討―契約移転単位の見直し―』（平成 23 年 7 月）を参照されたい。

⁴⁸ 平成 23 年金融審議会第 7 回（平成 23 年 11 月 11 日）資料 1 事務局資料（1）

（available at

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/hoken_wg/siryou/20111111.html, last visited, 2022/11/4）1 頁では、「保険契約の移転の目的」との表題を立てた上で、保険契約の移転の必要性等に係る議論を整理している。

⁴⁹ 平成 23 年金融審議会「第 4 回議事録」（available at

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/hoken_wg/gijiroku/20110926.html, last visited, 2022/11/4）〔沖野眞巳委員発言(要約)〕。

⁵⁰ 平成 23 年金融審議会「第 4 回議事録」・前掲（注 49）〔丹野美絵子委員発言(要約)〕。

⁵¹ 平成 23 年金融審議会「第 7 回議事録」（available at

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/hoken_wg/gijiroku/20111111.html, last visited, 2022/11/4）〔加藤広亮委員発言(要約)〕。

性、対象範囲の明確性や移転の必要性等の観点から、移転の是非について判断していくことが適当である」と述べた⁵²上で、「保険契約の移転を行う目的やその効果（保険契約者の利便性を含む）について、保険契約者の保護の観点から当局が審査する」⁵³とするが、ここでも誰にとっての必要性等を問題にすべきかは明らかにされなかった。

更に、保険契約の移転を行おうとしているときに、企業経営の観点からは必要性があっても、それが保険契約者にとってメリットがあるのかが課題であるとの指摘⁵⁴もあり、保険契約の移転によって保険契約者に利益がもたらされることを保険契約の移転の要件とすべき旨の見解⁵⁵もあった。この点、平成 23 年金融審議会報告書では、保険契約の移転に係る規制についての基本的な考え方として、「保険契約の移転が一定程度柔軟に行われるようになった方が、……保険事故時や保険契約者からの相談・照会への対応等様々なサービスの向上等が見込まれる保険契約の移転については、保険契約者にとっても利益となるものと考えられる」と記載⁵⁶がなされたが、この記載が保険契約者に利益がもたらされることを保険契約の移転の要件とする趣旨なのかは判然としない。

以上の平成 23 年金融審議会における議論は、保険契約の移転を制限する見解から順に以下のとおり整理できる。すなわち、①保険契約者にとって必要性が高い場合に限るべきとの見解⁵⁷、②保険契約者にとっての必要性までは認められなくとも保険契約者に利益がもたらされることを要件とする見解、③保険会社にとっての必要性ないし合理性を要件とする見解である。なお、平成 23 年金融審議会では言及されていないが、③は理屈上、保険契約者に（利益がなくとも）不利益を与えないことを要件とするか、または、保険契約者に対する不利益の有無も考慮しないかという観点から更に分類できるであろう。以上、保険契約の移転の目的を審査する趣旨として4つの見解が考えられるところ、保険業法施行規則 90 条の 2 第 1 号の規定がいずれの見解を採るのかはその文言上判然としない。

（１）－２ 移転対象契約の選定基準

移転対象契約の選定基準に係る審査については、金融庁は必要資本要件やソルベンシ

⁵² 平成 23 年金融審議会報告書 5 頁・6 頁。

⁵³ 平成 23 年金融審議会報告書 6 頁。

⁵⁴ 平成 23 年金融審議会「第 4 回議事録」・前掲（注 49）〔小島茂委員発言（要約）〕。

⁵⁵ 平成 23 年金融審議会第 5 回（平成 23 年 10 月 19 日）意見「『保険契約の移転単位規制の在り方』に関して」（丹野美絵子委員）（available at https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/hoken_wg/siryoku/20111019.html, 2022/11/4） 2 頁。

⁵⁶ 平成 23 年金融審議会報告書 5 頁

⁵⁷ 平成 23 年金融審議会において、保険業法 241 条に定める契約移転措置が考慮されていないことを踏まえると、ここにいる保険契約者にとって必要性が高い場合は、外国保険会社の日本撤退時に加え、保険業法 241 条が適用されない範囲での保険会社の破綻懸念時や規制資本要件への抵触時が想定されているものと思われる。

一・マージン比率を用いて移転先会社の内部管理ができているかをチェックすることで対処すべきとの意見⁵⁸や移転対象契約の合理的な切り分けについて具体的に列挙することは困難だが、必要性や相当性といったことを判断基準として活用することは可能ではないかとの見解⁵⁹が示されており、規制すべき類型を明示することの困難性が理解されていたようである。但し、平成 23 年金融審議会第 4 回資料 8 後藤元委員説明資料 7 頁および同議事録後藤元委員発言によると、ドイツにおいては、移転対象契約は自由に選べるものの、客観的な基準で選別されている必要があり、恣意的に構成されたものであってはならず、これは、リスクの高い契約だけを残してほかの契約だけを移す、もしくはリスクの高い契約だけを移すことを問題とするものではないかと思われる旨の指摘がされている。

保険契約の移転において、いわゆるチェリーピッキングにより保険契約群のリスクが不当に濃縮されることは防止されるべきとのこのような見解に対し、平成 23 年金融審議会において反対意見は見られず、移転対象契約の選定基準の審査とは、チェリーピッキングの防止を目的とするものと認識されていたように思われる⁶⁰。しかし、保険業法施行規則 90 条の 2 第 1 号は、「……移転対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのない」といった広範な文言で規定され、一方、監督指針 III-2-18(2) ①ア. は、責任準備金の手当の十分性にも言及しており、これらをチェリーピッキングの防止の趣旨と理解してよいか、または他の特定の類型を規制する趣旨なのか判然としない。

(2) 移転会社と移転先会社の健全性

保険業法施行規則 90 条の 2 第 4 号では、「保険契約の移転後において、移転会社及び移転先会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること」が審査の配慮事項とされている。

平成 23 年金融審議会では、健全性の審査について、ドイツ・英国・米国のいずれの国においても、適切な支払余力を有しているかが認可基準とされているものの、定量的

⁵⁸ 平成 23 年金融審議会「第 5 回議事録」(available at https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/hoken_wg/gijiroku/20111019.html, last visited, 2022/11/4) [米山高生委員発言(要約)]。

⁵⁹ 平成 23 年金融審議会「第 5 回議事録」・前掲(注 58) [後藤元委員発言(要約)]。

⁶⁰ 平成 23 年金融審議会「第 9 回(平成 23 年 12 月 2 日)議事録」(available at https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/hoken_wg/gijiroku/20111202.html) によると、平成 23 年金融審議会報告書の策定案に「収益性の悪化した契約集団のみを選定して保険契約の移転を行うようなことはあってはならない」との文言が入ったことで、少なくともいわゆるチェリーピッキングのような保険会社による恣意的な契約の切り分けは行えないことが明確化されたと理解している旨の発言(鬼頭参考人発言(要約))もあった。

な基準は設けられていないことが紹介⁶¹されたうえで、「移転後における両保険会社の支払能力の充実の状況が、適当とされる基準（200％）を上回ることを要件とする」との案、「移転前の両保険会社の支払余力に大きな差がないこと、移転による両保険会社の支払余力の変化が一定の範囲内であることを要件とする」との案が提示⁶²されていた。これに対し、経営の健全性には、ソルベンシー・マージン比率に表れない要素もあることから、ソルベンシー・マージン比率はあくまで参考指標の一つとすべきとの意見⁶³もあり、ソルベンシー・マージン比率以外の要素も含めて総合的な判断を求める見解もあった。

このような議論を経て、平成 23 年金融審議会報告書には、移転後の両保険会社の支払余力は、ソルベンシー・マージン比率が 200％を超えていることが前提であり、また、移転会社と移転先会社の支払余力の差異の程度については、一律の基準を設定することは適当でないが、当局が移転の可否を判断する際の判断要素とする旨が示された⁶⁴。

一方、保険業法施行規則 90 条の 2 第 4 号では、「保険契約の移転後において、移転会社及び移転先会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること」が審査における配慮事項とされたが、これが移転会社と移転先会社のソルベンシー・マージン比率の差異を考慮する趣旨なのかは判然としない⁶⁵。また、ソルベンシー・マージン比率以外の健全性に関わる要素を考慮するのか、考慮するのであればどのような要素なのか明らかでない。

（３）サービス水準

保険業法 139 条 2 項 2 号に定める審査基準「移転先会社が、当該保険契約の移転を受けた後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること」に関して、監督指針 III-2-18 (2) ②では、「例えば、移転対象契約に関するサービスの内容について、移転前後で著しい差異が生じていないか」が留意事項として例示されている。

平成 23 年金融審議会では、英国や米国において、サービス水準については裁判所ま

⁶¹ 平成 23 年金融審議会第 5 回資料 1 事務局資料（available at https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/hoken_wg/siryou/20111019.html, 2022/11/4） 3 頁。

⁶² 平成 23 年金融審議会第 5 回資料 1 事務局資料・前掲（注 61） 3 頁。

⁶³ 平成 23 年金融審議会「第 5 回議事録」・前掲（注 58）〔米山高生委員発言（要約）〕。

⁶⁴ 平成 23 年金融審議会報告書 7 頁

⁶⁵ 現行のソルベンシー規制監督上、金融庁による是正措置の対象となるのはソルベンシー・マージン比率が 200％を下回った場合に限られることを踏まえると、保険業法施行規則 90 条の 2 第 4 号は、移転会社及び移転先会社のソルベンシー・マージン比率が 200％を超える場合、一律、要件を満たすように解釈しうる。

たは当局の承認の中で考慮されていることが紹介⁶⁶されたうえで、我が国においても認可の中で対応することが適当との見解⁶⁷が示され、平成 23 年金融審議会報告書 7 頁には、「iv 適切なサービス水準の確保」との項目名のもと、「保険契約の移転後、移転先会社において保険契約者に対する様々なサービスが適切に提供できる態勢になっているかについて当局が審査する」と示されることとなった。また、平成 23 年金融審議会の議論においては、サービスとは何を指すのかははっきりさせるべきとの指摘⁶⁸がなされ、これに対し、サービスとは契約内容にかかわるものというよりアフターサービスのことである旨の見解⁶⁹が提示され、平成 23 年金融審議会報告書の保険契約の移転に係る規制の基本的な考え方には、「保険事故時や保険契約者からの相談・照会への対応等様々なサービスの向上等が見込まれる……」と記載されたことで、保険契約の保全手続きを指す趣旨であることが明らかとなった⁷⁰。

以上のように、平成 23 年金融審議会および同報告書では、保険契約の移転後においても適切なサービス水準が確保されることを審査の視点としていた一方で、監督指針 III-2-18 (2) ②においては、個々のサービス内容の差異が問題とされている。また、「サービスの内容」とは、監督指針のパブリックコメント結果⁷¹では、「移転後における移転対象契約に係る顧客からの苦情・相談、住所変更・給付金請求等各種の保全手続きに対する対応方法(窓口の案内等)や移転対象契約に係る付帯サービスに関する事項(自動車保険のロードサービスや医療相談・医療情報提供サービスの継続の有無等)⁷²」と示され、保険契約の保全手続きに加え、付帯サービスも追加されている。

(4) 剰余の取扱い

保険業法施行規則 90 条の 2 第 5 号では、「移転会社が、移転対象契約者に対して剰余金の分配をする場合には、当該分配が適正に行われるものであること」が審査の配慮事

⁶⁶ 平成 23 年金融審議会第 4 回資料 8 後藤元委員説明資料・前掲(注 14) 17 頁。

⁶⁷ 平成 23 年金融審議会「第 4 回議事録」・前掲(注 49)〔後藤元委員発言(要約)〕。

⁶⁸ 平成 23 年金融審議会「第 8 回(平成 23 年 11 月 25 日)議事録」(available at https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/hoken_wg/gijiroku/20111125.html, 2022/11/4)〔木下孝治委員発言(要約)〕。

⁶⁹ 平成 23 年金融審議会「第 8 回議事録」・前掲(注 68)〔洲崎博史座長発言(要約)〕。

⁷⁰ サービスという用語の意味をはっきりさせる趣旨から、サービスの向上の内容について具体的な記述として、「保険事故時や保険契約者からの相談・照会への対応」という記述を追加した旨、金融庁総務企画局保険企画室の伊野室長より説明されている(平成 23 年金融審議会「第 9 回議事録」・前掲(注 60))。

⁷¹ このパブリックコメントの結果は

<https://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130325-1.html>, last visited 2022/11/4 より入手可能である。

⁷² これらは、保険契約の移転に係る公告事項の一つとして業法施行規則 88 条の 3 第 4 号で定める「保険契約の移転後における移転対象契約……に関するサービスの内容の概要」の具体例として監督指針 III-2-18 (1) ②に掲げるものである。

項とされている。また、監督指針 III-2-18 (2) ①ウ. では、「移転会社が相互会社であり、かつ有配当契約を移転する場合には、個々の保険契約に係る配当準備金等以外の剰余について、移転対象契約に係る社員の寄与分や移転会社の健全性等に配慮しつつ、移転対象契約者に適切に分配されるよう手当がなされているか」が留意点として掲げられている。

平成 23 年金融審議会では、有配当契約を移転する場合の剰余について、移転対象契約が寄与した剰余金⁷³の取扱いという論点と、移転会社と移転先会社における配当水準の差異という論点があると指摘⁷⁴されていた。このうち前者の論点については、相互会社の契約を株式会社に移転する場合には、相互会社を株式会社化する際に行う社員権の補償と同様の仕組みを講じる必要があるとの見解で一致が見られる⁷⁵一方、移転会社が株式会社の場合、割当済みのもの以外の剰余については、一義的には移転会社に帰属すると考えられるとの事務局整理⁷⁶について、剰余の全てが必ずしも会社に帰属するわけではないとの意見⁷⁷もあり見解が分かれていた。以上のような議論を経て、平成 23 年金融審議会報告書には、移転会社が相互会社の場合、「移転対象契約が社員契約であれば、かかる剰余は基本的に社員（保険契約者）に帰属するものと考えられることから、移転対象契約者の保護の観点から、このような剰余が移転対象契約者にも適切に分配される必要があり、移転会社が株式会社の場合は、「配当準備金等として個々の保険契約者に割当済みのもの以外の剰余については、基本的に移転元の株式会社に帰属するものと考えられる」と示された⁷⁸。

この点、移転会社が相互会社である場合、監督指針 III-2-18 (2) ①ウ. により、移転対象契約に係る社員の寄与分が存在するのであれば、原則、移転対象契約者に適切な分配が必要となる一方で、移転会社が株式会社である場合は、現行の認可の審査基準によると、移転対象契約が寄与した剰余が存在する場合でも分配しないことが許容されるものと思われる。

⁷³ 配当準備金に繰入れ済のものは除く。

⁷⁴ 平成 23 年金融審議会「第 4 回議事録」・前掲（注 49）〔後藤元委員発言（要約）〕。

⁷⁵ 平成 23 年金融審議会「第 5 回議事録」・前掲（注 58）〔後藤元委員、村木正雄委員、洲崎博史座長発言〕。

⁷⁶ 平成 23 年金融審議会第 6 回（平成 23 年 10 月 31 日）資料 2 事務局説明資料(2) (available at

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/hoken_wg/siryou/20111031.html, 2022/11/4) 3 頁。

⁷⁷ 平成 23 年金融審議会「第 6 回議事録」(available at https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/hoken_wg/gijiroku/20111031.html, 2022/11/4) 〔水口啓子委員発言（要約）〕。

⁷⁸ 注釈として「消滅時配当を行う商品の設計も制度上は規制されていないことから、剰余についてすべて移転元会社に残すのは適当ではない」との意見があったことが付されている。

(5) 小括

以上、認可の審査基準に係る平成 23 年金融審議会における議論を振り返ったところ、認可の審査基準には、以下のような疑問点が指摘できる。

第一に、保険業法施行規則 90 条の 2 第 1 号において、「保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること」が審査されることとなっているが、この規定は、①保険契約の移転を保険契約者等にとって必要性が高い場合に限って容認する趣旨、②保険契約者にとっての必要性ではなくとも保険契約者に利益が認められることを要件とする趣旨、③保険契約者に不利益を与えないことを前提として保険契約の移転が会社にとって合理的であることを要件とする趣旨、または、④保険契約の移転が会社にとって合理的であれば保険契約者に不利益を与えるものであっても容認する趣旨のいずれであるのか明らかでない。更に、移転対象契約の選定基準を審査する趣旨は、チェリーピッキングの防止と理解してよいか、これも規定の文言からは判然としない。

第二に、保険業法施行規則 90 条の 2 第 4 号において、「保険契約の移転後において、移転会社及び移転先会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること」が審査されることとなっているが、移転会社と移転先会社のソルベンシー・マージン比率の差異については考慮しなくてよいのか疑問が生じる。また、ソルベンシー・マージン比率には表れないような経営の健全性もあることから、ソルベンシー・マージン比率の水準のみで判断されるべきであるかも論点になり得る。

第三に、平成 23 年金融審議会においては、移転先会社におけるサービス水準が問題とされていたものの、監督指針 III-2-18 (2) ②では、「例えば、移転対象契約に関するサービスの内容について、移転前後で著しい差異が生じていないか」が留意事項とされた。保険契約の保全手続きの手段は、生命保険業において伝統的な営業職員を介する方法のほか、コールセンター、保険会社のホームページ、アプリを介する方法等、各保険会社の戦略に沿って様々であるところ、サービス内容の差異が問題とされるのであれば、異なる保全手続き手段を主軸とする保険会社間で保険契約を移転することは困難となる。また、パブリックコメントで示された付帯サービスについては、近年、各保険会社において、保険商品以外に差別化を図る手段として特徴あるサービスが次々と開発されていることから、保険契約の移転にあたって障壁になるものと思われる。

第四に、保険業法施行規則 90 条の 2 第 5 号および監督指針 III-2-18 (2) ①ウ. によると、移転会社が株式会社である場合、移転対象契約が寄与した剰余が移転会社に存在しても、その分配は要請されておらず、この考え方が妥当なのか疑問に思われる。

以上の認可の審査基準に係る疑念を検討するにあたり、以下では、契約者保護に配慮しつつ過度な障壁とならぬ契約移転制度の構築・運用がなされていると考えられる英国の法制および事例を参考とする。

第3章 英国の保険事業譲渡法制⁷⁹および審査事例

1. Financial Services and Markets Act 2000 の規定

英国では、2000 年金融サービス市場法 (Financial Services and Markets Act 2000 (以下、「FSMA」という)) 第7編において保険事業譲渡 (insurance business transfer) に関する規制が定められており、この保険事業譲渡の中で保険契約の移転が行われている⁸⁰。この法制は以下のようなものである。

保険事業譲渡の効力が生じるためには、裁判所からの承認を得なければならない (FSMA104 条、111 条 1 項)。この保険事業譲渡の承認の申請は高等法院 (High Court of Justice) に対してするものとされており (同法 107 条 4 項)、保険事業譲渡計画書 (Scheme reports) を添付する必要がある (同法 109 条 1 項)。この保険事業譲渡計画書は、金融規制当局⁸¹ (プルーデンス規制機構 (Prudential Regulatory Authority、以下、「PRA」

⁷⁹ 英国の法制については、野口・前掲 (注 4)) 211–220 頁、後藤・前掲 (注 2) 181 頁–187 頁において紹介されている。

⁸⁰ FSMA 第7編は 2001 年 12 月に施行されており、それ以前は、Insurance Companies Act 1982 Part 1 schedule 2C (1982 年保険会社法第1編別表 2C) に基づき保険事業譲渡が行われていた。1982 年保険会社法下では、損害保険事業の譲渡には、金融規制当局の認可のみが要求され、裁判所の承認は不要であったが、FSMA 第7編により、裁判所の承認が必要な生命保険事業の譲渡法制と統一された (Herbert Smith Freehills, Insurance Business Transfers: the New Regime Under the Financial Services and Markets Act 2000, April 26, 2002 (available at <https://www.mondaq.com/uk/financial-services/16022/>, last visited 2022/11/4))。この 1982 年保険会社法下における保険事業譲渡についての簡単な日本語解説として、石山卓磨『現代会社法・保険法の基本問題』(成文堂, 1997 年) 246–254 頁がある。なお、生命保険事業の譲渡に裁判所の承認が必要となったのは 1870 年の生命保険会社法 (Life Assurance Companies Act 1870) によるものである (Prudential Assurance Company Limited & Rothesay Life Plc [2020] EWCA Civ 1626 [45])。

⁸¹ 英国では、2012 年金融サービス法 (Financial Services Act 2012) に基づき、マクロ健全性の監視を担う「金融安定政策委員会」(FPC) に加え、ミクロ健全性規制を必要とする金融機関を監督する PRA、英国金融システムの信認の保護・改善を図る業務行為規制 (消費者保護・市場規制) を主に担う FCA の 3 つの機関により金融監督を行っている。このうち PRA は、運営上独立したイングランド銀行の子会社として設立され、健全性維持の上で重要性の高い金融機関 (預金受入機関、保険会社、大規模な投資会社) の健全性規制・監督を担当する。FCA は、政府から独立した監督機関として設置され、健全性規制機構の監督を受けない金融機関 (リテール商品の仲介業者、小規模な投資会社、電子マネー機関、決済サービス機関など) の健全性規制・監督、すべての認可業者の業務行為規制、市場規制を担当する (三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング「諸外国における金融制度の概要」117–130 頁 (平成 26 年 3 月) (available at <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20140603/01.pdf>, last visited 2022/11/4))。

という) または、金融行為監督機構 (Financial Conduct Authority、以下、「FCA」という)) が指名または承認した独立専門家 (independent expert) に限り作成することができ (同法 109 条 2 項)、その様式も金融規制当局が定めたものでなければならない (同法 109 条 3 項)。この申請が所定の要件を満たさない場合は、裁判所は保険事業譲渡を承認できない (同法 108 条 2 項)。裁判所による承認にあたっては、金融規制当局および保険事業譲渡により不利な影響を受けると主張するすべての人に審問に参加する権利があり (同法 110 条 1 項)、裁判所は、譲受保険会社が保険事業譲渡後において必要なソルベンシー・マージンを有していることを証する金融規制当局の証明書が取得され (同法 111 条 2 項、別表 12 第 2 条)、また、その他全ての状況に鑑みて保険事業譲渡を承認することが適切と判断した場合 (同法 111 条 3 項) に保険事業譲渡を承認する。なお、裁判所は承認に際して、保険事業譲渡を完全かつ効果的に行うために必要な付随的、派生的、補足的な事項を定めることができる (同法 112 条)。裁判所による承認があった場合には、譲受保険会社は保険契約者に対し、譲渡があった旨および一定の期限において保険契約を解約できる旨を通知しなければならないとされている (同法 114 条)。

2. 金融規制当局による保険事業譲渡の規制の概要

英国における保険事業譲渡の承認権限は裁判所にあるが、金融規制当局は、裁判所における審問への参加権限 (FSMA110 条 1 項) を有するほか、裁判所を支援するために、保険事業譲渡に関する金融規制当局の見解を報告書として提出する慣行⁸²があり、保険事業譲渡の承認の諾否に大きな影響を与えているものと思われる。金融規制当局である PRA および FCA は、各々の保険事業譲渡に関する規制態様を、PRA は「The Prudential Regulation Authority's approach to insurance business transfers」(April, 2015) において、FCA は「FCA Handbook, Supervision, Chapter 18」(last updated, December, 2021)⁸³および「The FCA's approach to the review of Part VII」(May, 2018)⁸⁴において明らかにしている。それぞれは重複する記載も多いが、The Prudential Regulation Authority's approach to insurance business transfers によると PRA が保険事業譲渡の規制プロセスを主導するとされているため⁸⁵、以下では、規制の全体概要を The Prudential Regulation Authority's approach to insurance business

⁸² The Prudential Regulation Authority's approach to insurance business transfers, supra note 36, 2022/11/4, 2. 64.

⁸³ available at <https://www.handbook.fca.org.uk/handbook/SUP/18/?view=chapter>, last visited 2022/11/4.

⁸⁴ available at <https://www.fca.org.uk/publications/finalised-guidance/fgl8-04-review-part-vii-insurance-business-transfers>, last visited 2022/11/4.

⁸⁵ The Prudential Regulation Authority's approach to insurance business transfers, supra note 36, 2. 7.

transfers により説明することとし、本稿の主題である保険契約の移転の目的、移転対象契約の選定基準、健全性、サービス水準、剰余の取扱いに係る審査については、更に FCA の審査姿勢も確認する。

(1) 独立専門家

The Prudential Regulation Authority' s approach to insurance business transfers によると、FSMA109 条 2 項により金融規制当局によって指名または承認⁸⁶される独立専門家は以下のような人物であることが期待される。すなわち、譲渡保険会社および譲受保険会社双方との間に直接的または間接的利害関係があっても、それが裁判所に偏見を持たせるようなものでないこと⁸⁷、また、保険事業譲渡の対象となっている事業について、実務的および理論的な関連知識と経験を有していること⁸⁸、更に保険事業譲渡の対象が生命保険事業である場合には、独立専門家はアクチュアリーであること⁸⁹である。

(2) 事業譲渡計画報告書

FSMA109 条 3 項により、保険事業譲渡計画書は金融規制当局が定めた様式に則る必要があるところ、この様式は FCA との協議を経て PRA が承認するものとされている⁹⁰。この保険事業譲渡計画書に含まれるべき情報は、以下のとおりとされている⁹¹。

① 独立専門家を任命した主体および任命にかかる費用の負担者

⁸⁶ 譲渡保険会社または譲受保険会社が PRA に対して独立専門家の候補者を申請する場合、その申請にあたっては、当該候補者が適当と考えられる理由を添付する必要がある。そこには、候補者の経験や資格、報酬を含む任命の条件、譲渡保険会社および譲受保険会社ならびにそれらの関連会社と候補者との過去または現在の取引関係を含めなければならない (The Prudential Regulation Authority' s approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.23.)。このようにして申請された候補者について、PRA が承認しないこととした場合、または譲渡保険会社および譲受保険会社から候補者の申請がない場合には、PRA は FCA との協議を経て自ら独立専門家を指名することができる (The Prudential Regulation Authority' s approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.25)。

⁸⁷ The Prudential Regulation Authority' s approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.17(1).

⁸⁸ The Prudential Regulation Authority' s approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.17(2).

⁸⁹ The Prudential Regulation Authority' s approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.18.

⁹⁰ The Prudential Regulation Authority' s approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.27.

⁹¹ The Prudential Regulation Authority' s approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.30.

- ② 独立専門家が PRA により承認または指名された事実
 - ③ 独立専門家の専門的資格および経験
 - ④ 独立専門家またはその雇用者が、独立性に影響を与えると考えられる直接的または間接的な利害関係を現在または過去に有しているか、有している場合その詳細
 - ⑤ 保険事業譲渡計画書の範囲
 - ⑥ 保険事業譲渡の目的
 - ⑦ 保険事業譲渡の条件の概要
 - ⑧ 独立専門家が報告書を作成するにあたり、どのような文書、報告書、その他の重要な情報を考慮したか、また、独立専門家が要求した情報が提供されなかったか
 - ⑨ 独立専門家が他者から提供された情報や他者の判断にどの程度依拠したか
 - ⑩ 独立専門家が依拠した人物およびそのような依拠が合理的である理由
 - ⑪ 譲渡対象となる保険契約者、契約が譲渡されない譲渡保険会社の保険契約者、譲受保険会社の保険契約者それぞれに対する保険事業譲渡の影響の可能性
 - ⑫ 譲渡対象となる保険契約に係る再保険者に対する保険事業譲渡の影響⁹²
 - ⑬ 独立専門家が自身の報告書の中で考慮または評価していない事項で、保険契約者が保険事業譲渡を検討する上で関連性があると思われるもの
 - ⑭ 独立専門家が自身の報告書の中で表明した各意見について、その理由の概要
- そして、⑭の独立専門家の意見には以下情報を含まなければならない⁹³。
- ① 保険事業譲渡が実施された場合と実施されなかった場合の影響の比較
 - ② 代替案を検討した場合にはその内容
 - ③ 保険契約者のグループごとに保険事業譲渡の影響が異なる可能性がある場合は、その相違点についてのコメント
 - ④ 保険会社が支払不能になる確率を含む、保険契約者の契約上の権利の確保に対する保険事業譲渡の影響
 - ⑤ 保険契約者の契約上の権利の確保、保険契約者に提供されるサービス水準、生命保険事業における保険契約者の合理的な期待に影響を与えることとなりうる、資産運用、新規事業戦略、企業統治、保険金等の請求への対応、事業費水準、責任準備金計算基準に対して保険事業譲渡が及ぼす影響
 - ⑥ 保険契約者の契約上の権利の確保や、生命保険事業における保険契約者の合理的

⁹² 英国では、再保険が付随した保険契約が譲渡される場合、再保険者の個別同意は不要であることが判例上明らかとなっている (WASA International (UK) Insurance Company Ltd & Anor v WASA International Insurance Company Ltd [2002] EHC 2698 (Ch))。したがって、再保険者に対し個別通知が必要とされており、保険事業譲渡について見解を述べる権利も有する。日本における再保険者の取扱い是不明であり、これを明らかにする意義は大きいと思われるが、本稿の検討対象とはしない。

⁹³ The Prudential Regulation Authority's approach to insurance business transfers, *supra* note 36, 2.33.

な期待に影響を与えることとなりうる、保険事業譲渡の費用や税効果
また、保険事業譲渡の当事者が相互会社である場合には、保険事業譲渡計画書に以下の
情報も記載する必要がある⁹⁴。

- ①社員権の喪失または希薄化等の社員権への影響
- ②社員権の喪失または希薄化に対する補償の有無および補償の程度
- ③当該補償の妥当性の評価

更に、譲渡される事業が生命保険事業である場合には、以下の情報を保険事業譲渡計画
書に含めなければならない⁹⁵。

- ①保険会社への利益参加権の性質と価値に対する事業譲渡の影響
- ②事業譲渡によって利益参加権が希釈化される場合には、資金注入、株の割当、現金
支払いなどの補償水準と希釈化との比較、および補償が保険契約者の種類や世代間
で公平かどうか。
- ③配当や解約返戻金などの無保証利益の金額や裁量性の保険料に保険事業譲渡が与
える影響、およびそれらに対する保険事業譲渡計画上の保護措置
- ④保険事業譲渡による生命保険契約者の合理的な期待に対する影響についての独立
専門家の総合的評価
- ⑤全ての種類と世代の保険契約者に対して保険事業譲渡が公平であると独立専門家
が満足しているか否か
- ⑥事業譲渡が計画通りに実施されることを確実にするための十分な保護措置が講じ
られているか否かについての独立専門家の意見

なお、以上のような内容が記載された保険事業譲渡報告書に加え、保険事業譲渡報告
書作成以降に発生した新しい情報や事象について最新の情報を提供し、それらが保険事
業譲渡に与える影響を裁判所における最終審理において報告するため、独立専門家には
補足報告書を作成することも期待されている⁹⁶。

(3) 保険契約者等への通知

裁判所に保険事業譲渡を申請した場合、原則、譲渡保険会社および譲受保険会社のす

⁹⁴ The Prudential Regulation Authority' s approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.35.

⁹⁵ The Prudential Regulation Authority' s approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.36.

⁹⁶ The Prudential Regulation Authority' s approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.39, 2.40. これによると、補足報告書の記載事項は、譲渡保険会社および譲受保険会社に関する最新の財務情報、直近の経済、金融、規制の動向、保険契約者等が提出した問題提起のうち保険事業譲渡計画書では検討されていなかった事項、欧州経済地域の規制当局または他の外国の規制当局との協議の結果が具体例として挙げられている。

すべての保険契約者等に対して保険事業譲渡の申請を行った旨の通知を行わなければならない⁹⁷、また、その他の利害関係人にも通知を行うのが適切な場合があるとされている⁹⁸。この保険契約者等に対する通知には、保険契約者等に対する保険事業譲渡の影響を理解してもらうため、保険事業譲渡報告書の明確かつ簡潔な要約等を添付することが適切とされており、更に要求があれば誰に対しても保険事業譲渡報告書等の全文を提供する義務がある⁹⁹。そして、PRA は、保険契約者等が保険事業譲渡について検討するための適切な情報と時間を与えるために、通常、この通知から裁判の審問日までの期間が6週間未満であれば不適切と判断する¹⁰⁰。

(4) 保険事業譲渡の審査

保険事業譲渡報告書は PRA が保険事業譲渡を評価する際の重要な要素であり、PRA は独立専門家の意見にはかなりの信頼を寄せるものの、他の関連情報を考慮して独自の見解を形成して裁判所に対する報告書を作成する¹⁰¹。PRA が保険事業譲渡を評価する際に考慮する事項は、以下のとおりである¹⁰²。

- ① 法定目的に対して保険事業譲渡がもたらす潜在的リスク
- ② 保険事業譲渡の目的
- ③ 保険契約者等の契約上の権利にどのように影響を受けるか
- ④ 保険事業譲渡が、(特に裁判所または適切な規制当局による承認を必要としない)代替案と比べてどうか

⁹⁷ PRA は、保険契約者等が保険事業譲渡について検討するための適切な情報と時間を確保するために、通常、この通知から裁判の審問日までの期間が6週間未満であれば不適切と判断する (The Prudential Regulation Authority's approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.53)。

⁹⁸ The Prudential Regulation Authority's approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.49.

保険契約者等には、譲渡対象の保険契約に係る再保険者を含む。なお、譲渡保険会社および譲受保険会社のすべての保険契約者等に通知することは困難な場合もあり、裁判所の承認により通知を省略される事例もある。通知の省略が認められた事例として、Equitas Ltd, Re [2008] EWHC 2960 (Ch) (3 December, 2008)、Aviva International Insurance Ltd, Re [2011] EWHC 1901 (Ch) (30 June, 2011)等がある。

⁹⁹ The Prudential Regulation Authority's approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.55.

¹⁰⁰ The Prudential Regulation Authority's approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.53.

¹⁰¹ The Prudential Regulation Authority's approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.59, 2.64.

¹⁰² The Prudential Regulation Authority's approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.58.

- ⑤ 保険契約者の権利と合理的な期待にどのような影響があるか
- ⑥ 権利や期待の喪失に対して保険契約者に提供される補償額
- ⑦ 譲渡対象となる保険契約に係る再保険者がどのような影響を受けるか
- ⑧ 保険契約に利害関係を持つその他の者の権利にどのような影響があるか
- ⑨ 保険契約者やその他事業譲渡に影響を受ける者に事業譲渡計画を検討する機会（適切な通知、適切な情報、検討する十分な時間）があったか
- ⑩ 独立専門家の意見
- ⑪ 譲渡者または譲受者としてロイズ協会の引受会員または元会員が関与する譲渡の場合は、それらへの影響
- ⑫ 他の規制機関の見解
- ⑬ 保険契約者、再保険者、その他の影響を受ける当事者が表明した見解

PRA は、提案されている保険事業譲渡自体が保険契約者の利益に反していなければ、他の方策の方が保険契約者の利益になる可能性があるという理由だけでその保険事業譲渡に反対する必要はない。但し、代替計画を要求する場合もある¹⁰³。

次に、FCA の保険事業譲渡の審査について、FCA Handbook, Supervision, Chapter 18 の規定は The Prudential Regulation Authority' s approach to insurance business transfers とほぼ同様であるが、The FCA' s approach to the review of Part VII によると、保険事業譲渡の目的に係る審査について FCA Handbook, Supervision, Chapter 18 を補足する趣旨の記載が見られる。これによると、FCA は保険事業譲渡のビジネス上の合理性 (business rationale) を確認し、保険事業譲渡の目的が真正かつ妥当と考えられるかどうかを検討することとされている¹⁰⁴。その際、保険事業譲渡が、保険契約者の重大な不利益のもと、譲渡保険会社または譲受保険会社に利益をもたらしたいという願望や、特定の種類の保険契約者の不利益のもと、別の種類の保険契約者に対して不当に利益をもたらす願望によって動機付けられていないことを確認する¹⁰⁵とともに、提案されている保険事業譲渡が大規模な企業再編の一部である場合には、関連する保険事業譲渡やその他の再編行為に紐づけて審査する¹⁰⁶。なお、健全性、サービス水準、剰余の取扱いに関する審査については、The Prudential Regulation Authority' s approach to insurance business transfers と特段異なる記載は見られない。サービス水準に関する審査については、The FCA' s approach to the review of Part VII では、それが審査対象である旨の確認や、保険事業譲渡計画書においてサービス水準に関する批判的分析が欠ける裁判事例が散見される旨の指摘が見られた。

¹⁰³ The Prudential Regulation Authority' s approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.61.

¹⁰⁴ The FCA' s approach to the review of Part VII, supra note 84, 4.4.

¹⁰⁵ The FCA' s approach to the review of Part VII, supra note 84, 4.5.

¹⁰⁶ The FCA' s approach to the review of Part VII, supra note 84, 4.6, 4.7.

以上の英国の規律を日本と比較すると、英国においては保険事業譲渡の承認権限が裁判所にあり、金融規制当局は裁判所を支援する立場にある点、保険契約者等が裁判所の審問に参加し反対意見を述べる機会はあるが、あくまで裁判所の判断において考慮されるのみで保険事業譲渡自体を阻む制度はないことが特徴として挙げられる。また、裁判所の審問に保険事業譲渡により不利な影響を受けると考える全ての人が参加することができる点や金融規制当局の審査事項から、保険事業譲渡の承認において幅広く利害関係者の利益を考慮する姿勢が分かる。一方、PRAによる保険事業譲渡を評価する際の考慮事項の1つ目には、PRAの法定目的に対して保険事業譲渡がもたらす潜在的リスクが掲げられており、この法定目的とは、「①金融機関の安全性と健全性を促進すること、②特に保険会社については、保険契約者の適切な保護の確保に貢献すること」の2点であることから、英国においても保険事業譲渡において保険契約者の適切な保護が強調されている。

保険事業譲渡の目的については、金融規制当局の審査事項とされており、これは保険契約者等に重大な不利益を与えないことを前提として、ビジネス上の合理性を確認する趣旨のようである。健全性については、保険事業譲渡後に譲受保険会社が必要なソルベンシー・マージンを有していることを証する金融規制当局の証明書が取得されていることが裁判所による承認の要件となっていることから、譲受保険会社が健全であることは前提とされている。また、保険事業譲渡計画書に保険契約者の契約上の権利の確保に与える影響を記載させるのは、移転前後の健全性の水準を考慮する趣旨である可能性がある。サービス水準、剰余の取扱いについては、保険事業譲渡計画書の記載事項とされているが、どのような観点から審査しようと考えているか判然としない。また、譲渡対象契約の選定基準については、保険事業譲渡計画書の記載事項ともされていない。

英国の法制の概要および金融規制当局の審査姿勢は以上のようなものであるところ、次に、英国において保険事業譲渡の承認権限を有する裁判所が実際にどのような判断を行っているか確認することとしたい。

3. 裁判所による審査事例から見る承認基準

英国において既に多数の保険事業譲渡が実施されているところ、British and Irish Legal Information Institute¹⁰⁷から37件¹⁰⁸の裁判所による審査事例（本稿別表参照）を確認することができた。以下では、まず裁判所による保険事業譲渡の承認に係る審査

¹⁰⁷ 英国・アイルランドの多くの重要判例・法令情報をインターネット上で検索できるデータベース（available at <https://www.bailii.org/>, last visited 2022/11/4）。

¹⁰⁸ British and Irish Legal Information Instituteにおいて、“insurance business transfer”とのキーワード検索により2022年11月4日までに確認できた保険事業譲渡の審査に係る裁判例およびそれらの裁判例中で引用されていた裁判例である。なお、同一の保険事業譲渡が控訴審および差し戻し審でも審議された場合は、第1審、控訴審、差し戻し審それぞれをカウントしている。

の基本姿勢を確認したうえで、本稿で特に問題とする保険事業譲渡の目的および譲渡対象契約の選定基準、健全性、サービス水準、剰余の取扱いについて、それぞれが論点となった審査事例を論点ごとに整理して取り上げる。

（１）審査の基本姿勢

英国の保険事業譲渡に係る実務者向けガイド「Dewi James & Barbara Hadley, The Iskaboo Guide to: Part VII Transfers」(2016)によると、裁判所による保険事業譲渡の承認に係る審査の基本姿勢は、re London Life Association Ltd. (21 Feb, 1989, 判例集未登載)において Hoffmann 裁判官が示し、これが Axa Equity & Law Life Assurance Society Plc v. Axa Sun Life Plc [2001] EWHC Ch 29(11 January, 2001)において、Evans-Lombe 裁判官により 8 項目（以下、「保険事業譲渡審査のアプローチ」という）に整理されたとされている¹⁰⁹。この Axa Equity & Law Life Assurance Society Plc v. Axa Sun Life Plc [2001] EWHC Ch 29 は現行の FSMA 第 7 編の前身である Insurance Companies Act 1982 Part 1 schedule 2C (1982 年保険会社法第 1 編別表 2C) が適用された事例であるが、現在でも多くの裁判例において引用されており¹¹⁰、保険事業譲渡の審査における確立された一般的なアプローチとみなされている¹¹¹。

（a）保険事業譲渡審査のアプローチ

< Axa Equity & Law Life Assurance Society Plc v. Axa Sun Life Plc [2001] EWHC Ch 29 (11 January, 2001) >

〔事案の概要〕

AXA グループの 2 つの保険会社である AXA Equity & Law Life Assurance Society plc (以下、「AELLAS」という) および AXA Sun Life plc (以下、「ASL」という) において、AELLAS を譲渡保険会社、ASL を譲受保険会社とする有配当生命保険事業の保険事業譲渡の承認が求められた事案である。本事案において、以下のとおり、裁判所による保険事業譲渡の承認に係る審査のアプローチが整理されて示された。なお、本事案では、剰余の分配が争点となっており、この点に関する裁判所の判断については後述する。

〔保険事業譲渡審査のアプローチ〕

「(re London Life Association Ltd. の) Hoffmann 裁判官の判決からは、この種の

¹⁰⁹ Dewi James & Barbara Hadley, The Iskaboo Guide to: Part VII Transfers, (2016), at 94.

¹¹⁰ 筆者が確認できた審査事例 37 件から本件を除いた 36 件のうち 29 件において引用（一部引用を含む）されている。

¹¹¹ Society of Lloyd's, Re (Part VII of the Financial Services and Markets Act 2000) [2020] EWHC 3266 (Ch) [69].

申請に対する裁判所のアプローチが浮かび上がってくるように思われ、私はこれらを喜んで採用する。

- ① 法は保険事業譲渡を承認するかどうかの絶対的な裁量を裁判所に与えているが、この裁量は、会社の定款によって会社の取締役委ねられている商業的判断を正當に評価することによって行使されなければならない。
- ② 裁判所は、保険契約者、従業員、その他の利害関係者、またはそれらのグループが保険事業譲渡によって不利な影響を受けるかどうかを検討する。
- ③ これは主に保険数理上の判断の問題であり、保険契約者の安全性と合理的な期待につき譲渡を実施した場合と実施しない場合の比較を伴う。この比較のために、法は独立専門家に重要な役割を与えており、その報告書に裁判所は細心の注意を払う。
- ④ 金融規制当局は、その権限により、保険契約者が悪影響を受ける可能性があるかどうかについて、必要な資料や専門知識を持っていると考える。裁判所は金融規制当局が表明した意見にも細心の注意を払う。
- ⑤ 個々の保険契約者や契約者集団が不利な影響を受ける可能性があるからといって、保険事業譲渡を否定しなければならないわけではない。基本的な問題は、保険事業譲渡が全体として、様々なクラスの人々の利益の間で公正であるかどうかである。
- ⑥ 裁判の機能は、最善のスキームを生み出すことではない。裁判所が公正であると見なせる様々なスキームの中で、どのスキームを実施するかは取締役の選択である。
- ⑦ スキームが全体として公正であると認められる場合、スキームの詳細は裁判所の問題ではない。従って、裁判所は個々の条項が改善されると考えてスキームを修正することはない。
- ⑧ 上記、特に②③⑤項から、裁判所が結論を出す際には、まず、契約上の権利と保険契約者の合理的な期待がどのようなものであったかを判断し、次に、保険事業譲渡が実施された場合に保険契約者の権利と期待にどのような結果がもたらされるかを比較する必要があると考えられる。」¹¹²¹¹³

¹¹² Axa Equity & Law Life Assurance Society Plc v. Axa Sun Life Plc [2001] EWHC Ch 29 [6].

¹¹³ 但し、Royal Sun Alliance Insurance plc [2008] EWHC 3436 (Ch) [10]では、損害保険事業の譲渡において実際に問題となるのは①②③④である旨の指摘がなされており、保険事業譲渡審査のアプローチは譲渡される事業の性質を考慮して修正される場合があるものと理解できる。Prudential Assurance Company Ltd and Rothesay Life Plc, Re [2020] EWCA Civ 1626 (02 December 2020)においても、①～⑧の要素を全ての種類の保険事業譲渡スキームに適用することには疑問である旨が述べられている。

(b) 小括

保険事業譲渡審査のアプローチの①では、裁判所は、会社の商業的判断を正当に評価すると示し、②では保険契約者等に対して不利な影響がないかを検討していることから、保険事業譲渡を保険契約者等にとって必要性が高い場合に限るのではなく、会社にとっての合理性を尊重しているものと思われる。

また、不利な影響を受けるか否かの検討とは、③において、主に保険数理上の判断の問題であり、保険契約者の安全性と合理的な期待につき譲渡を実施した場合と実施しない場合の比較を伴うとされている。ここからは、両当事会社の数量的な健全性を重要視しつつも、サービス水準や剰余の分配の公平性等、保険契約者の合理的な期待に係る他の様々な要素も考慮する姿勢が読み取れる¹¹⁴。

(2) 保険事業譲渡の目的および譲渡対象契約の選定基準

英国において保険事業譲渡は多様な目的で活用¹¹⁵されているところ、以下では、保険契約者にとって保険事業譲渡の必要性が高いと想定される「英国外事業の継続不可懸念への対応」事例を1件、保険契約者にとって保険事業譲渡の必要性が低いと想定される「グループ内再編による経営の効率化、資本調達力の向上」事例を1件、「非中核事業のグループ外移転による中核事業への集中」事例を2件取り上げる。これらは全てその目的が争点となった審査事例である。

また、譲渡対象契約の選定基準について保険契約者から疑義が呈された事例を1件取り上げる。

(2) — 1 保険事業譲渡の目的

(a) 英国外事業の継続不可懸念への対応

<Rothesay Life Plc, Re [2020] EWHC 2185 (Ch) (7 August, 2020) >

〔事案の概要〕

本事案の譲渡保険会社は Rothesay Life plc (以下、「Rothesay」という)、譲受保険会社は Monument Life Insurance DAC (以下、「Monument Life」という) であり、譲渡対象事業は、EU パスポート権¹¹⁶に基づき保有しているアイルランドの個人年金保険事

¹¹⁴ Royal Sun Alliance Insurance plc [2008] EWHC 3436 (Ch) [9], [10]において、保険契約者の合理的な期待は、有配当保険の事業譲渡においては剰余の分配の問題、損害保険の事業譲渡においてはサービス水準の問題となりうる旨の指摘がなされている。

¹¹⁵ James & Hadley, supra note 109, at 12 では、契約管理費用の削減、資本の最適化、余剰資本の放出、事業の撤退、他の組織再編や清算の準備といった目的で保険事業譲渡が活用されていると紹介されている。

¹¹⁶ EU の法律によれば、加盟国における保険会社は、1つの加盟国でのライセンスによ

業である。英国の保険会社である Rothesay は、英国の EU 離脱（以下、「Brexit」という）による EU パスポート権の喪失により、2020 年 12 月 31 日以降、英国外での事業を継続できない恐れがあったことから、アイルランドの保険会社である Monument Life への保険事業譲渡が裁判所に申請された。

これに対し、契約者からは、Brexit 後も英国外での金融サービスの提供を継続できる協定が英国・EU 間で合意されるのを待つべき等の当保険事業譲渡の目的自体に関する反対意見が出された。

裁判所は、以下のとおり、Brexit 等の外部環境への対応としての保険事業譲渡の承認可否の考え方について一般論を述べた上で反対意見を排斥し、保険事業譲渡を承認した。

〔判旨〕

「保険契約者の利益に影響を及ぼしうる Brexit 等の外部環境に対応するための保険事業譲渡の場合、裁判所は保険契約者にとってより良い結果を得るために、あるいは全体的に大きなリスクを回避するために、保険契約者に多少の不利益があっても承認するかもしれない。一方、譲渡保険会社の自由な商業的選択の場合は、裁判所は保険会社から保険契約者にメリットが提供されないまま、保険契約者に大きなリスクや不利益を課すようなスキームを承認しないかもしれない。」¹¹⁷

「英国・EU 間では、長期的な貿易関係の合意に関して交渉が続いているものの、保険事業のサービス提供の自由が議論されているのか、また、そのような合意が年内に成立する可能性があるかどうかは不明である。」¹¹⁸「Brexit 以降、Rothesay が本件の譲渡対象契約にサービスを提供できなくなるリスクは現実的かつ重大であるとする PRA の見解と、英国の保険会社は Brexit 以降も EEA 諸国の契約にサービスを提供できるようにすべきであるとする PRA の見解は、Rothesay の取締役会が本件の保険事業譲渡を推進するという決定が完全に合理的であり、保険契約者の利益にかなうものであるという結論を強く支持する。」¹¹⁹「現在提案されているスキームが公正かつ適切であることを前提として、より良いものが出てくるかもしれないという不確かな理由は、本件の保険事

り、各個別の加盟国のライセンスを取得しなくても他の全ての加盟国で業務を実施しサービスを提供することができる権利が与えられており、これを「パスポート権 (passporting rights)」と呼ぶ（ニッセイ基礎研究所「Brexit を踏まえた保険会社の拠点移転等を巡る動きについて－英国のパスポート権の喪失を見据えた保険会社及び監督当局の対応－」（2017 年 5 月 22 日）(available at https://www.nli-research.co.jp/files/topics/55768_ext_18_0.pdf, last visited 2022/11/4)) 2 頁。

¹¹⁷ Rothesay Life Plc, Re [2020] EWHC 2185 (Ch) [23].

¹¹⁸ Rothesay Life Plc, Re [2020] EWHC 2185 (Ch) [58].

¹¹⁹ Rothesay Life Plc, Re [2020] EWHC 2185 (Ch) [60].

業譲渡の拒否を正当化しない。」¹²⁰

(b) グループ内再編による経営の効率化、資本調達力の向上

<Norwich Union Linked Life Assurance Ltd, [2004] EWHC 2802 (Ch) (1 December, 2004)>

〔事案の概要〕

持株会社 Aviva plc のもと、Norwich Union Life との名称で生命保険事業を営んでいた生命保険会社 10 社を 4 社に再編成する保険事業譲渡の承認が求められた事案である。その目的は、Aviva グループ全体の企業構造を大幅に簡素化し、これにより経営効率の向上、必要資本の削減、資本調達力の向上を企図するものであった。

これに対し、保険契約者から多くの反対意見が寄せられたが、そのうちのひとつとして、資本調達力の向上のための資本構造の改善は株主の負担によるべきであり、保険契約者の負担が生じうる保険事業譲渡によるべきでないとの主張がなされた。

裁判所は以下のとおり判示して反対意見を排斥し、保険事業譲渡を認めた。なお、この反対意見の背景には、本件の保険事業譲渡によりソルベンシー規制上の数量水準が低下する保険契約者の存在があり、この点の審査については後述する。

〔判旨〕

「保険契約者と保険会社の株主の間では、独立専門家の報告書に記載されているように、本件の保険事業譲渡の達成により期待される利益、すなわち保険会社の資本構造の簡素化と資本調達能力の向上が、保険契約者に重大な不利益を与えることなくもたらされるのであれば……、本件の保険事業譲渡を不公平と表現することは困難である。」¹²¹

「本件の保険事業譲渡には保険契約者に対する重大な不利益はなく、……しかし、そのこと以上に、十分な資本を調達することは株主や会社自身の責任であるものの、現在の当企業グループに見られる不安定な協定¹²²に頼るより、資本調達に資する構造を達成することを目的の一つとした保険事業譲渡を選択することには、本質的に何の問題もない。」¹²³

(c)－1 非中核事業のグループ外移転による中核事業への集中①

<Canada Life Ltd v Scottish Friendly Assurance Society Ltd [2019] EWHC 2931 (Ch) (22 October, 2019)>

¹²⁰ Rothesay Life Plc, Re [2020] EWHC 2185 (Ch) [63].

¹²¹ Norwich Union Linked Life Assurance Ltd, [2004] EWHC 2802 (Ch) [17].

¹²² 裁判例中で紹介されていないが、当企業グループ内において一定の場合に増資する等の資本管理方針に係る協定が存在したと思われる。

¹²³ Norwich Union Linked Life Assurance Ltd, [2004] EWHC 2802 (Ch) [22].

〔事案の概要〕

本事案の譲渡保険会社は Canada Life Limited（以下、「Canada Life」という）、譲受保険会社は Scottish Friendly Assurance Society Limited（以下、「Scottish Friendly」という）である。譲渡対象事業は、Canada Life において既に新規引き受けを停止しているクローズド・ブックであり、これには、有配当生命保険、無配当生命保険、ユニットリンク型生命保険、退職年金、年金保険、終身医療保険が含まれていた。このクローズド・ブックは Canada Life において非中核事業に位置付けられていたことから、Canada Life にとっては中核事業に集中するために、Scottish Friendly にとっては収益の多様化戦略の一環として、保険会社グループを跨る保険事業譲渡の承認が求められた。

これに対し、契約者からは、保険事業譲渡の理由について疑問が呈され、自身の契約が譲渡されることは Canada Life に対する信頼に反するとして反対意見が出された。

裁判所は以下のように判示して当該反対意見は排斥され、保険事業譲渡は承認された。

〔判旨〕

「個人の保険契約者が保険契約の譲渡を懸念するのは理解できるが、長年の歴史を持つ保険事業譲渡に係る法律上の規定は、保険事業譲渡の手続過程において、独立専門家、金融規制当局、裁判所の承認といった幾つかの保護措置を設けている。」¹²⁴

「Canada Life に保険事業譲渡についての適切な商業的理由があることに裁判所は満足しており、同様に Scottish Friendly にも適切な商業的理由がある。独立専門家は、両保険会社および3つの保険契約者グループ¹²⁵の立場を考慮したうえで、注意を要するすべての問題を検討し、保険事業譲渡が進められた場合に保険契約者が懸念を抱くような理由はないと判断した。裁判所は、独立専門家のこの評価に同意する。」¹²⁶

「裁判所が保険事業譲渡を承認する前に、保険契約者に利益があることが認められる必要はないことを強調する。なぜならば、保険契約者にとっては、資金や人員などの資源を他の重要事業と競争して確保しなければならないレガシー事業¹²⁷に位置付けられた会社の保険契約者であるよりも、自身の保険契約が中核事業に位置付けられた会社の保険契約者である方が後々に有益となるからである。」¹²⁸

「中核事業に位置付けられる会社であれば、インフラに資源を投資し、他の市場動向

¹²⁴ Canada Life Ltd v Scottish Friendly Assurance Society Ltd [2019] EWHC 2931 (Ch) [29].

¹²⁵ 譲渡対象となる保険契約者、契約が譲渡されない譲渡保険会社の保険契約者、譲受保険会社の保険契約者のこと。

¹²⁶ Canada Life Ltd v Scottish Friendly Assurance Society Ltd [2019] EWHC 2931 (Ch) [30].

¹²⁷ クローズド・ブックのこと。

¹²⁸ Canada Life Ltd v Scottish Friendly Assurance Society Ltd [2019] EWHC 2931 (Ch) [31].

を反映させる可能性が高いと言える。」¹²⁹

(c)－2 非中核事業のグループ外移転による中核事業への集中②

<Legal and General Assurance Society Ltd and another [2020] EWHC 2299 (Ch) (20 August, 2020)>

〔事案の概要〕

本事案の譲渡保険会社は Legal and General Assurance Society Limited (以下、「LGAS」という)、譲受保険会社は ReAssure Limited (以下、「ReAssure」という)である。譲渡対象事業は、貯蓄性保険、退職年金、生命保険、有配当保険事業であり、既に新規引き受けを停止しクローズド・ブックとなっていた。これらは LGAS において非中核事業に位置付けられていたことから、非中核事業を処分し中核事業に注力することを目的として、クローズド・ブックの買収・統合に専門性を有する ReAssure との保険グループを跨る保険事業譲渡が申請された。

これに対し、保険契約者から多くの反対意見が寄せられたが、そのうちのの一つとして、本件の保険事業譲渡の目的は法律の適切な目的の範囲内ないと主張された。

裁判所は、以下のとおり、一般論としてクローズド・ブックの特性等を述べた上で、反対意見を排斥し、保険事業譲渡を認めた。

〔判旨〕

「クローズド・ブックを管理していくことは、規模の不経済や、保険群団の規模が小さくなるにつれて増大するその他の非効率性など、LGAS とその保険契約者の双方に一定程度のリスクをもたらす。……プロフィット・ファンドの場合、資産とそこから発生する利益が LGAS の他の事業から分離されているため、プロフィット・ファンドの事業が縮小するにつれ、保険契約ごとのコストが増加し、保険契約者の世代間で剰余金を公平に分配することがますます困難になる。プロフィット・ファンドの規模に比して経営資源に対する要求が不均衡になるリスクもあり、この場合、資産や資源を他の中核的な事業分野に振り向けることができなくなり、LGAS の他の保険契約者にも同様の影響を与えることになる。譲渡対象事業の管理は旧来の IT システムに依存しており、これらは次第に効率性が低下し、維持費も高くなる。」¹³⁰

「本件の保険事業譲渡が LGAS と ReAssure のそれぞれの商業的利益を促進することは間違いないが、中核事業に資源を集中させるという LGAS の目的を達成することは、単に LGAS とその株主だけでなく、LGAS の中核事業の保険契約者にも利益をもたらすこ

¹²⁹ Canada Life Ltd v Scottish Friendly Assurance Society Ltd [2019] EWHC 2931 (Ch) [32].

¹³⁰ Legal and General Assurance Society Ltd and another [2020] EWHC 2299 (Ch) [7].

とになる。さらに、クローズド・ブック事業を専門とする会社に事業を統合することは、健全な商業上の利益、特に、当該事業が LGAS に留まった場合の規模の不経済から保険契約者を保護することをもたらす。……LGAS が行う戦略的再編成が、法律の適切な目的から外れているとは認められない。……本件の保険事業譲渡は、譲渡対象の保険契約者にとって、戦略的重点が他にある会社に残るよりも良い結果をもたらすように設計されている。」¹³¹

(d) 小括

(2)－1－(a)では、Brexit 等の外部環境に対応するための保険事業譲渡の場合、保険契約者に多少の不利益があっても承認する可能性が示されている。英国外の保険契約者に対する事業が継続できなくなるリスクが『現実的かつ重大』であることから、保険契約者にとって保険事業譲渡の必要性が高いと認め、そのような場合には、保険金等の支払可能性やサービス水準等の要素に悪影響が及ぶとしても、保険事業譲渡によるメリットが勝ると判断されたものと理解できる。

(2)－1－(c)－1では、会社にとって適切な商業的理由があることが確認されたうえで、自らの保険契約を非中核事業と位置付ける保険会社にとどまるよりも、これを中核事業に位置付ける保険会社に譲渡された方が譲渡対象の保険契約者に将来的に利益がもたらされる可能性があることから、裁判所の承認時点では保険契約者に対する利益が確認できなくてもよいと判断している。(2)－1－(c)－2はクローズド・ブック事業の特性をより丁寧に示した上で同様の見解をとっているものと理解できる。

一方で、(2)－1－(b)では、保険契約者に対する利益が認められなくても、保険契約者にとって重大な不利益がなければ保険事業譲渡を承認できる旨判示している。

(2)－2 譲渡対象契約の選定基準

(a) 譲渡対象契約の選定の合理性

<Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) (16 August, 2019)>

〔事案の概要〕

本事案の譲渡保険会社は Prudential Assurance Company (以下、「PAC」という)、譲受保険会社は Rothesay であり、PAC の無配当年金保険事業の保険事業譲渡の承認が求められた。この保険事業譲渡は、Prudential plc を中心とする Prudential グループを M&G Prudential Limited (以下、「M&G Prudential」という) を中心とするグループと Prudential plc を中心とするグループに分割¹³²するに際して、M&G Prudential の 100%

¹³¹ Legal and General Assurance Society Ltd and another [2020] EWHC 2299 (Ch) [137].

¹³² M&G Prudential は英国・欧州市場での事業、Prudential plc はアジア・米国・ア

子会社である PAC の必要資本要件の削減が企図されたものであった。

この保険事業譲渡に対し、契約者から多数の反対意見が出され、その一つとして、保険事業譲渡の対象となる契約がどのように選択されたのかについて疑問が呈された。

裁判所は以下のように判示し、当該不満は排斥された。なお、本事案では、ほかに譲受保険会社の健全性が争点となり、第 1 審では保険事業譲渡の承認が否決され、控訴審に持ち込まれた¹³³。控訴審では健全性に係る第 1 審の判断は覆され、最新の情報に基づいて再審理するため差し戻されることとなった¹³⁴が、この健全性の審査に関しては後述する。

〔判旨〕

「独立専門家は譲渡対象契約の選択プロセスを検討し、以下のように述べている。『…当初の選定プロセスでは、一つの再保険契約でカバーされている契約群を分離しないようにする必要性など、様々な現実的な制約が考慮されていた。本件の保険事業譲渡で移転する保険契約者を最終的に決定する際に当初の選定にいくつかの修正を加えており、これは譲渡対象事業の構成が PAC と Rothesay の間で合意された商業的要件を確実に満たされるようにするためである。……保険契約者にとって他のどの方法よりも公平であると考えられる単一の選択方法は存在せず、商業的、実務的、法的な考慮事項に基づいて本件の譲渡対象契約を選択することは合理的であると私は考える。』」¹³⁵

「Mr Dumbreck¹³⁶は、2019 年 6 月 11 日付の書簡で以下の追加報告を行った。『年金受取人の年齢や健康状態の観点から再保険や譲渡対象事業を偏らせることを目的とした「チェリーピッキング」や、資本の観点から特に負担の大きい年金を選択することはなかったと確信している。』」¹³⁷「私は、譲渡対象となる契約者の選定において、年齢によ

フリカ市場での事業に注力することとされた (Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) [13])。

¹³³ 1870 年に保険事業譲渡について裁判所の承認が導入されて以来、控訴審に持ち込まれたのは初めてのことであった (Allen & Overy LLP, Court of Appeal restates the legal principles applicable to the sanction of Part VII transfers of insurance businesses (2 December, 2020) (available at <https://www.allenoverly.com/en-gb/global/news-and-insights/publications/court-of-appeal-restates-the-legal-principles-applicable-to-the-sanction-of-part-vii-transfers-of-insurance-businesses>, last visited 2022/11/4))。

¹³⁴ 再審理の結果、保険事業譲渡は承認された (Prudential Assurance Company Ltd & Anor, Re [2021] EWHC 3152 (Ch) (24 November 2021))。なお、英領 Jersey においても、PAC から Rothesay への同様の保険事業譲渡が申請され、王立裁判所 (ROYAL COURT) により承認されている (Representation of the Prudential Assurance Company Limited and Rothesay Life PLC [2022] JRC 001 (04 January 2022))。

¹³⁵ Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) [96]。

¹³⁶ 本事案における独立専門家。

¹³⁷ Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) [97]。

る差別や年金の「チェリーピッキング」はなかったとする独立専門家の証拠を受け入れる。」¹³⁸

(b) 小括

譲渡対象契約の選定基準は、保険事業譲渡の目的を踏まえて合理的判断に基づくものであるかが確認されており、一方で、保険事業譲渡の目的との関係で合理的であっても、被保険者の年齢や健康状態の観点からチェリーピッキングが行われている場合には承認できないと読み取れる判示がなされている。

(3) 譲渡保険会社と譲受保険会社の健全性

以下では、譲渡保険会社及び譲受保険会社のソルベンシー規制上の数量水準の差異が争点となった事例、ソルベンシー規制上の数量水準に加えてそれ以外の健全性に関わる要素が争点となった事例の2事例を取り上げる。

(a) ソルベンシー規制上の数量水準

<Norwich Union Linked Life Assurance Ltd, [2004] EWHC 2802 (Ch) (1 December, 2004)>

[事案の概要]

事案の概要は上述 ((2) - 1 - (b)) 参照。

保険契約者から、上述の保険事業譲渡の目的を理由とする反対意見のほか、保険事業譲渡の結果、required minimum margin (必要最小マージン (以下、「RMM」という)¹³⁹) を超えるソルベンシー・マージンについて、改善される保険契約者もいれば減少する保険契約者もあり、つまり、譲渡される保険契約者間で不公平があり、立場が弱くなる者がいることを理由とする反対意見が述べられた。

裁判所は以下のとおり判示して、反対意見を排斥し、保険事業譲渡を認めた。

[判旨]

「保険会社は一般的に事業の過程で RMM を超える部分を消滅させたり減少させたりすることが自由であるため、その限りにおいて、保険契約者が RMM を超えるカバーや既存の RMM の維持を受ける権利はない。RMM は、EU の規則に従って決定され、金融規制当局の規則に従った資産と負債の計算に基づいており、保険契約者の安全性の現実

¹³⁸ Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) [98].

¹³⁹ 英国を含む EU 圏内の保険会社において 2016 年まで適用されていたソルベンシー I 規制下における必要最小限の資本要件のこと。保険会社のソルベンシー・マージンがこれを下回る場合には、金融規制当局による是正措置が取られることになる (中村・前掲 (注 16) 111-112 頁)。

的なレベルを示すことを目的としている。したがって、安全性を大きく損なうことなく、RMM を超える部分を削減することができる。特定の RMM 超過額の削減が保険契約者にとって重大な不利益をもたらすかどうかは、保険数理と会計の専門家による評価の問題である。本件において、ファンドごとに保証された給付や期待される給付について重大な不利益を被る者はなく、したがって、健全性に目に見える影響はなく有害な影響があると信じるに足る理由はないと独立専門家は結論づけている。」¹⁴⁰

(b) ソルベンシー規制上の数量水準その他の健全性に係る要素

<Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) (16 August, 2019)>

<Prudential Assurance Company Limited & Rothesay Life Plc [2020] EWCA Civ 1626 (2 December, 2020) >

〔事案の概要〕

事案の概要は上述 ((2)－2－(a)) 参照。

保険契約者から、上述の譲渡対象契約の選定基準を理由とする反対意見のほか、様々な反対理由が示されたが、本事案では、特にソルベンシー規制上の Solvency Capital Requirement coverage ratio (以下、「SCR カバレッジ・レシオ」という)¹⁴¹ や両保険会社の資本管理方針といった数量評価に馴染む健全性の要素のほか、親会社による支援の可能性等の健全性に関わる要素が問題とされ、これらの点について、第 1 審裁判所および第 2 審裁判所は、それぞれ以下の判断を行った。

〔第 1 審の判旨〕

【ソルベンシー規制上の数量水準】

「Mr. Dumbreck¹⁴²は補足報告書の中で、保険事業譲渡実施前の PAC の連結 SCR カバレッジ・レシオは 140%であり、保険事業譲渡実施後の Rothesay の SCR カバレッジ・レシオである 180%を下回っていると指摘している。したがって、Mr. Dumbreck は、両保険会社ともに保険契約者に対する保障水準は非常に高いが、……Rothesay の方が『SCR カ

¹⁴⁰ Norwich Union Linked Life Assurance Ltd, [2004] EWHC 2802 (Ch) [15].

¹⁴¹ SCR とは、英国を含む EU 圏内の保険会社に対して 2016 年に適用されたソルベンシー規制である EU ソルベンシー II における資本要件のこと。保険者が抱える計量可能な全てのリスクを考慮し、今後 12 か月以内に 200 年に一度のストレス事象が発生しても保険契約者等に対する債務を履行するために保有すべき経済的資本として計算される。SCR カバレッジ・レシオは、資本と負債を経済価値ベースで評価し、前者から後者を控除することで得られる適格自己資本 (Eligible Own Funds) を SCR で除した数値であり、SCR カバレッジ・レシオが 100%を下回る場合、金融規制当局に対する再建計画の提出が必要となる (中村・前掲 (注 16) 117－120 頁)。

¹⁴² 本事案における独立専門家。

バレッジ・レシオでは PAC よりもやや強固な財務状態となる』と結論付けている。」¹⁴³

「Rothesay の資本管理方針は、……SCR カバレッジ・レシオが 150%を超えた場合、余剰資本を保有していることから株主への還元が可能であり、一方 130%を下回った場合には、ソルベンシーを向上させるための措置を講じる必要があると考えている。」¹⁴⁴

「PAC の資本管理方針は……、Rothesay よりも若干高い SCR カバレッジ・レシオを目標としており、SCR カバレッジ・レシオが一定のレベルを下回った場合には、ソルベンシーを向上させるために異なる経営措置を実施する。」¹⁴⁵ 「Mr. Dumbreck は、……PAC と Rothesay の資本管理方針を直接比較することは難しいが、……PAC のアプローチの方が、Rothesay の資本管理方針よりも保険契約者にやや高いレベルの安全性を提供していると報告書の中で述べている。」¹⁴⁶

【ソルベンシー規制上の数量水準以外の健全性に係る要素】

「重要なことは、Mr. Dumbreck は、PAC の財務状況が悪化した場合、レピュテーションという明白な理由から、Prudential plc¹⁴⁷が PAC に必要な資金援助を行う可能性が高いという見解を示していたことである。Prudential グループには、長年にわたって蓄積された非常に大きな資本があり、この目的のために利用することができる。」¹⁴⁸ 「Mr. Dumbreck は、……対照的に、Rothesay の親会社には Rothesay の支払余力が脅かされた場合に利用できるような実質的な資源がないと指摘する。」¹⁴⁹ 「この明らかな違いについて、Mr. Dumbreck は、……Rothesay の親会社の投資家は、必要ならば資本を提供することで Rothesay への既存の投資を保護しようとするだろうとの見解を示し、そのような可能性については、Rothesay の最高財務責任者である Mr. Andrew Stoker の証人喚問でも言及されている。」¹⁵⁰ 「これらの見解は、基本的には Rothesay 社および現在 Rothesay 社に利害関係がある金融機関の将来的な行動についての推測である。このような推測が、Prudential グループの既存資本の利用可能性や、他の Prudential グループ企業が PAC を支援する動機となる商業上の必要性和同等の安心感を与えるものではないという、保険事業譲渡に反対する保険契約者からの意見は正当であると考える。」

¹⁵¹ 「PAC と Rothesay が潜在的に利用可能なこのような外部支援の格差は、……保険契約

¹⁴³ Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) [53].

¹⁴⁴ Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) [54].

¹⁴⁵ Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) [55].

¹⁴⁶ Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) [56].

¹⁴⁷ 保険事業譲渡前における PAC の最終親会社。

¹⁴⁸ Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) [137].

¹⁴⁹ Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) [141].

¹⁵⁰ Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) [142].

¹⁵¹ Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) [144].

者の利益に影響を与える重要な要因であるとする。」¹⁵²

「Mr. Moore 弁護士¹⁵³は、……給付の保証を評価する際に、譲渡保険会社と譲受保険会社の創業年数の差や確立された評判は無関係であると主張した。」¹⁵⁴「しかし、PRA またはアクチュアリーが会社の歴史や評判を資本金額で定量化できないからといって、裁判所がそれらを見捨てるべきではないわけではない。FSMA111 条 3 項に基づく裁判所の役割は、保険事業譲渡の評価に対する金融規制当局のリスクベースのアプローチや独立専門家のアクチュアリーのアプローチを単に再現することを意図したものではなく、また、それによって制限されるものでもない……。」¹⁵⁵「保険会社の創業年数と確立された評判にある程度の信頼を置いた年金保険の購入者が非合理的である……とは思わないし、彼らの選択の理由をある程度考慮する権利があると考えている。」

〔第 2 審の判旨〕

【ソルベンシー規制上の数量水準以外の健全性に係る要素】

「(第一審) 裁判官は、Rothsay の方が PAC よりも外部からの財政支援を受けられる可能性が低いと判断し、それが考慮すべき重要な要素であると判断した。したがって、本質的な問題は、PAC と Rothsay のそれぞれが潜在的に利用できる外部支援の間に重要な格差があると判断した裁判官の判断が正しかったかどうか、また、仮にそのような格差があったとしても、それが重要な要素であったかどうかである。」¹⁵⁶

「(第一審) 裁判官……が検討した経済的支援は……拘束力のない非契約的なものであった。私たちは、非契約の親会社のサポートが将来的に利用できる可能性を考慮すべきであるとは思えない……。保険会社の親会社は、評判の理由であれ、その他の理由であれ、子会社の資本を支援することを要求されることはない。……PAC や Rothsay が外部からの金融支援を必要とする可能性を空想として無視できないとのコメントをしたことが裁判官の正当性を示すものであったとしても、それは、現在のソルベンシーII 規制に基づいて Rothsay の財務の安定性と回復力に関する独立専門家と PRA の結論を覆す要因とはならない。」¹⁵⁷「裁判官は、PAC または Rothsay が将来的に外部からの支援を必要とするリスクは低いという独立した専門家の結論に十分な重み付けをしなかった。裁判官は、Rothsay が年金の存続期間中に外部からの財政支援を必要とするかもしれないという裁判官自身の推測をもって、その意見への依存度を弱めるべきではな

¹⁵² Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) [145].

¹⁵³ 本事案における譲渡保険会社および譲受保険会社の代理人弁護士。

¹⁵⁴ Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) [156].

¹⁵⁵ Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) [160].

¹⁵⁶ Prudential Assurance Company Limited & Rothsay Life Plc [2020] EWCA Civ 1626 [88].

¹⁵⁷ Prudential Assurance Company Limited & Rothsay Life Plc [2020] EWCA Civ 1626 [103].

かった。」¹⁵⁸

「控訴人らは、裁判官は、顧客が創業年数と評判を理由に Prudential を選択したという事実を誤って重視したと主張した。顧客がそう考えたことは正当化されるかもしれないが、裁判所は FSMA 第 7 編¹⁵⁹の文脈ではそれを考慮に入れることはできない。裁判所は、保険会社の詳細な財務情報やソルベンシーII の指標、専門家や金融規制当局の意見にアクセスすることができたが、これらはすべて、保険契約者が契約開始前に考慮していた主観的な要因よりも、保険契約者の給付の安全性についてのはるかに信頼性の高い指針となる。」¹⁶⁰「異議のある契約者が依拠した主観的な要因は、これまで述べてきたように、裁判所の裁量権の行使において考慮されるべきものではない。」¹⁶¹

(c) 小括

【ソルベンシー規制上の数量水準】

(3)－(a)は 2004 年の裁判例であり、1973 年以來のソルベンシー規制であるソルベンシー I が適用されていた時代のものである。ソルベンシー I による規制体系化においては、保険会社はいつでも RMM を超える資本を株主配当・契約者配当等により削減することができると考え、RMM を超えている限り、譲渡保険会社・譲受保険会社のソルベンシー規制上の数量水準の高低は重要視していない¹⁶²。

一方、(3)－(b)の第 1 審は 2019 年の裁判例であり、英国保険会社には EU ソルベンシー II が適用されている。この EU ソルベンシー II の定性的要件で遵守が要求される ORSA (Own Risk and Solvency Assessment : リスクとソルベンシーの自己評価) を実施するにあたり、各保険会社では資本管理方針を設定¹⁶³し、多くの保険会社ではこれを開示していることから、保険会社毎に最低限維持される資本水準が異なる場合が生じることとなった。これを受け、(3)－(b)では現在の SCR カバレッジ・レシオの高低に加え、

¹⁵⁸ Prudential Assurance Company Limited & Rothesay Life Plc [2020] EWCA Civ 1626 [107].

¹⁵⁹ 保険事業譲渡のこと。

¹⁶⁰ Prudential Assurance Company Limited & Rothesay Life Plc [2020] EWCA Civ 1626 [112].

¹⁶¹ Prudential Assurance Company Limited & Rothesay Life Plc [2020] EWCA Civ 1626 [119].

¹⁶² Allied Dunbar Assurance Plc & Ors, Re [2005] EWHC 28 (Ch) (19 January 2005) でも、RMM のカバー率が減少することについて、Norwich Union Linked Life Assurance Ltd, [2004] EWHC 2802 (Ch) を引用し、保険会社は必要最低資本を超過する資本を自由に処分できると述べている。

¹⁶³ ORSA において資本管理方針を経営戦略と意思決定に活用すべきことが求められている (European Insurance and Occupational Pensions Authority, Guidelines on own risk and solvency assessment, 1.27, 14 Sep, 2015 (available at https://www.eiopa.europa.eu/document-library/guidelines/guidelines-own-risk-solvency-assessment-orsa_en, last visited 2022/11/4))。

両保険会社の資本管理方針も加味することで、中長期的な健全性の観点から、いずれの保険会社が有利と考えられるかを検討したものと思われる。

【ソルベンシー規制上の数量水準以外の健全性に係る要素】

また、(3)－(b)の第1審では、以上のような数量的判断に馴染む要素以外に、親会社による支援の可能性を考慮して、両保険会社の健全性を評価したが、第2審では、契約に基づかない親会社支援の可能性は考慮すべきでないと判示した。但し、これは親会社が保険会社であることに起因するレピュテーションの観点からの契約者の期待は考慮外と判断したものである。契約に基づかなくとも、グループ資本政策として親会社による支援が実質的に予定される場合を排除したものではないと理解できる。

更に、第1審では、保険契約者が保険を購入する際に、保険会社の歴史や評判といった主観的評価による抽象的健全性に信頼を置いたことを考慮したが、第2審では、給付の安全性に関する顧客の主観的な評価を裁判所は考慮すべきでないとした。

(4) サービス水準

以下では、保険契約の保全手段の変更について反対意見が出された事例、譲受保険会社の事業特性等を理由として、より抽象的に譲受保険会社のサービス水準の低下懸念が争点となった事例の2事例を取り上げる。なお、日本における保険契約の移転の審査では、サービスとは、保険契約の保全と付帯サービスに区分して捉えているところ、英国において保険事業譲渡に伴う付帯サービスの変更等を審査している裁判例は見られなかったが、後者の事例では過去の付帯サービスの廃止についての言及があるため、この点も含めて紹介する。

(a) 契約の保全手段の変更

<HSBC Life (UK) Limited & ReAssure Limited [2015] EWHC 2664 (Ch) (24 July, 2015)>

〔事案の概要〕

本事案の譲渡保険会社はHSBC Life UK Limited (以下、「HLUK」という)、譲受保険会社はReAssureであり、HLUKにおいて非中核事業に位置付けられていた退職年金事業の保険事業譲渡の承認が求められた。

この保険事業譲渡に対し、1点目として、HLUKであれば、自身の退職年金のファンドの切り替えや追加拠出をオンラインで行うことができ、またHSBCの銀行アカウントでの取引もできる一方、ReAssureでは、オンラインでのファンド切替や追加拠出機能を提供しておらず、今後その予定もないため、書面での連絡または平日の営業時間内にコールセンターへ電話する必要がある点、2点目として、ReAssureは銀行の支店網を持っておらず、したがって、譲渡対象の保険契約者は、HLUKとの連絡手段であった地元の

HSBC 銀行支店を活用できなくなる点の 2 点を理由に契約者から反対意見が出された。

裁判所は以下のように判示し、当該反対意見は排斥され、保険事業譲渡は承認された。

〔判旨〕

「オンライン機能の変更について、独立専門家はこのような機能の利用率は著しく低い点を指摘している。その結果、独立専門家も FCA も、この変更が保険契約者の期待を大きく損なうものとは考えていない。また、……保険契約者はいかなる場合にもそのようなオンライン機能に対する契約上の権利を持たないという指摘もある。……保険契約者が必要な支払いや変更を行う前に、少なくともその行動の結果を伝えることができるアドバイザーと話す機会があれば、保険契約者にとって同様に有益であるとする合理的な政策上の理由があるという Mr. Moore 弁護士¹⁶⁴の指摘を受け入れる。」¹⁶⁵

「支店網が利用できないことについても同様に、便利であっても HLUK の保険契約者にとっての実際の利益は限られている。私は、コールセンターの利用への変更が、本件の保険事業譲渡の承認を断念するほどに保険契約者にとって重大な悪影響を与えとは思わない。」¹⁶⁶¹⁶⁷

「Dr. Hare¹⁶⁸は次のように述べ、これに裁判所も同意する。『……よく知られた、あるいは親しみのあるブランドの商品を保有することは、保険契約の管理水準を保証するものではない。……本件の保険事業譲渡は、この市場から撤退するという HLUK の戦略的決定の一段階であることに留意することが重要だと思われる。対照的に、ReAssure は相当な数の退職年金契約を保有しており、本件の保険事業譲渡はこの市場における同社のプレゼンスの拡大を意味する。定量化することは不可能だが、特定の市場に継続参加する保険会社に属することは、保険契約者にとってもメリットがあると思われる。なぜなら、将来的に市場の発展を反映した投資を行う可能性が高くなるからである。』」¹⁶⁹

(b) 譲受保険会社の事業特性等を理由とするサービス水準の低下懸念

<Legal and General Assurance Society Ltd and another [2020] EWHC 2299 (Ch)>

¹⁶⁴ 本事案における譲渡保険会社および譲受保険会社の代理人弁護士。

¹⁶⁵ HSBC Life (UK) Limited & ReAssure Limited [2015] EWHC 2664 (Ch) [53].

¹⁶⁶ HSBC Life (UK) Limited & ReAssure Limited [2015] EWHC 2664 (Ch) [5].

¹⁶⁷ Barclays Bank plc [2018] EWHC 472 (Ch)においても、支店で特定のカウンターサービスを利用できなくなることについて反対意見が出されたが、影響を受ける可能性のある顧客に対して、影響を抑制・緩和するための適切なコミュニケーションが計画されていることから、そのような影響は事業譲渡の目的を達成するために合理的に必要な範囲を超えないと結論づけた。なお、保険事業譲渡ではなくリングフェンシング（銀行のリテール部門と投資銀行部門の切り離し）の承認事例である（リングフェンシングにも、保険事業譲渡と同様に FSMA 第 7 編が適用される）。

¹⁶⁸ 本事案における独立専門家。

¹⁶⁹ HSBC Life (UK) Limited & ReAssure Limited [2015] EWHC 2664 (Ch) [55].

〔事案の概要〕

事案の概要は上述（（2）－1－(c)－2）参照。

この保険事業譲渡に対し、複数の保険契約者から、ReAssure はクローズド・ブック事業を専門とするため、新規顧客に対してマーケティングを行う必要がなく、したがって、保険契約者に対して高水準のサービスを提供するインセンティブがないことや、LGAS のオンラインポータルでは、ファンドの切替がボタンのクリックのみで可能であったのに対し、ReAssure のオンラインポータルではそれができず、安全でなく時代遅れの電子メールによる必要があり不便であること等、LGAS から受けていた高水準のサービスが ReAssure では得られなくなる懸念があることを理由に反対意見が申し立てられた。また、ReAssure は過去に買収によって得た保険契約に付帯していた契約者貸付特典を廃止したことがあり、ReAssure のサービスには広範な問題があるとの意見もあった。

裁判所は以下のように判示し、当該反対意見は排斥され、保険事業譲渡は承認された。

〔判旨〕

「ReAssure はクローズド・ブック事業を展開しており、新規顧客を獲得して事業を発展させることができないため、既存の顧客の維持に特に依存している。ビジネスの唯一の供給源は、他の保険会社からクローズド・ブックをさらに買収することである。また、親会社である Phoenix¹⁷⁰も同様の事業を行っている。このような理由から、ReAssure のビジネスモデルの成功は、既存の顧客を守ることにかかっている。したがって、同社とその親会社グループには、保険契約者の利益を守るといふ真のインセンティブがある。」

171

「ReAssure ポータルでは電子メールではなく、安全なメッセージングシステムで指示を出すことができる……。ReAssure のオンラインポータルに関する不利益について、すべての保険契約者の利益と LGAS および ReAssure の利益とのバランスを考慮すると、本件の保険事業譲渡の承認において強く考慮されるものではない。これは、ファンドの切り替えを行う保険契約者が少ないことや、ReAssure のポータルは LGAS に比べて優れた点もあり、多くの保険契約者にとって有用であることを考慮してのものである。」¹⁷²

（過去に付帯サービスを廃止したことについて、）「この種の特典を他の多くの生命保険会社も中止したという事実は、ReAssure が不適切な行為を行っていたという証拠にならず、……加えて、関連する特典は 10 年以上前に廃止されていることにも注意しな

¹⁷⁰ Phoenix Group Holdings plc のこと。

¹⁷¹ Legal and General Assurance Society Ltd and another [2020] EWHC 2299 (Ch) [134].

¹⁷² Legal and General Assurance Society Ltd and another [2020] EWHC 2299 (Ch) [152].

なければならない。」¹⁷³

(c) 小括

【契約の保全手段の変更】

(4)－(a)では、契約の保全手段の変更について反対意見が出されているが、利用実態が低いサービスであったことから排斥されている。但し、利用実態だけでなく、オンラインによる契約保全手続きの機能は低下するものの書面またはコールセンターによる手続きが用意されていること、支店網が利用できなくなるため面前でのサービスの提供が受けられなくなってもコールセンターで対応可能なことが認定されている。このように、代替手段の存在は、保険契約者に与える悪影響の有無の判断にあたり重要な要素と考えているものと思われる。(4)－(b)でも同様に、オンラインポータルの利便性が低下するも、代替手段としてメッセージングシステムを使用できることが認定されている。

【事業特性等を理由とするサービス水準の低下懸念】

また、(4)－(b)では、クローズド・ブック事業を専門とする ReAssure の事業特性によりサービス水準が低下するとの反対意見に対し、クローズド・ブック事業の成功のために既存の顧客を守るインセンティブがある旨を述べるが、この背景として、(2)－1－(c)－2の判旨でも述べられたクローズド・ブック管理の一般的特性を指摘することができる。すなわち、非中核事業としてクローズド・ブックを管理していく場合には、次第に維持コストが高くなるため、いずれにせよ近い将来にサービス水準が低下する可能性がある一方、クローズド・ブック事業が中核事業に位置付けられる保険会社に移転されるのであれば、将来的に利便性が維持・向上していくメリットが得られうることを想定しているものと思われる。

なお、自身の保険契約が非中核事業に位置付けられる保険会社に留まるより、中核事業に位置付けられる保険会社に移転した方がサービス水準の観点から有利になり得る旨は、(4)－(a)でも指摘されている。

(5) 剰余の取扱い

(a) 剰余に対する有配当保険者の合理的期待

< Axa Equity & Law Life Assurance Society Plc v. Axa Sun Life Plc [2001] EWHC Ch 29 >

〔事案の概要〕

¹⁷³ Legal and General Assurance Society Ltd and another [2020] EWHC 2299 (Ch) [144].

事案の概要は上述（（１）－（a））参照。加えて、1995 年の貿易産業省（Department of Trade and Industry）の大臣声明において、剰余金（surplus）を配当する際には保険契約者と株主に 90 対 10 の割合で配当するのが一般的であるとされ、AELLAS の定款にも同様の内容が定められていたところ、本件では、有配当保険の保険事業譲渡にあたり、契約者はそれまでの継承資産（inherited estate）¹⁷⁴から分配を得られる権利を失う代わりに、一定額の報償金を得ることを選択することができるとされていた。

これに対して、保険契約者は継承資産に対して保険契約者 90 対株主 10 の割合で保険契約者の合理的な期待（policyholders' reasonable expectation）¹⁷⁵を有するところ、報償金は合理的な期待を反映しておらず、不公正であるとして反対意見が申し立てられた。

裁判所は以下のように判示し、当該反対意見は排斥され、保険事業譲渡は承認された。

〔判旨〕

「保険契約者は、生命保険ファンドから剰余金が配当される場合には保険契約者 90 対株主 10 の割合になるという合理的な期待を持っているだろう。しかし、私の判断では、AELLAS の保険契約者は、AXA がこの保険事業譲渡を発表する前に、保険契約期間中に継承資産の全部または一部がボーナスなどとして分配されるという合理的な期待を持っていなかったと思われる。特に、AXA の取締役が継承資産の分配を含む組織再編を推進すると考えることは、保険契約者にとって合理的な期待ではないだろう。」¹⁷⁶

「私の判断では、保険会社が保険契約者に支払う報償金の支払いは、『ウィンドフォール』¹⁷⁷と呼ぶのが適切である。」¹⁷⁸

(b) 小括

有配当保険の契約者は、剰余金が配当される場合には保険契約者 90 対株主 10 の割合

¹⁷⁴ 有配当資産の公正価値から、その現実的負債額を差し引いた額（山本祥司「英国の有配当保険規制改革について―契約者の合理的期待と会社の裁量権行使に着目して」生命保険論集 152 号（2005 年）238 頁）

¹⁷⁵ 英国では、契約で約定している給付ではないが、契約者の期待から支払うことが求められている「広義の債務」という概念が存在する。『生命保険用語 英和・和英辞典』（生命保険文化センター）（available at <https://www.jili.or.jp/cgi-bin/cms/public/index.cgi/jil/workshop/dictionary/index>, last visited 2022/11/4）参照。

¹⁷⁶ Axa Equity & Law Life Assurance Society Plc v. Axa Sun Life Plc [2001] EWHC Ch 29 [19].

¹⁷⁷ 棚ぼたの利益のこと。

¹⁷⁸ Axa Equity & Law Life Assurance Society Plc v. Axa Sun Life Plc [2001] EWHC Ch 29 [22].

で配当されるという合理的な期待を持っているものの、保険事業の譲渡に伴って継承資産の分配が行われるという期待は認められず、本件における報償金を裁判所はウィンドフールと称した。

第4章 英国の法制および審査事例を基にした認可の審査基準の検討

第1章では、日本の保険会社において、保険契約の移転を実施するニーズが今後高まることから、保険契約者の保護および保険契約の移転の活発化の両立の観点から、過度に緩和的または厳格とならぬ、バランスのとれた認可の審査基準が必要であることを指摘した。第2章では、平成24年の保険業法改正により新たに認可の審査基準として定められた①保険契約の移転の目的および移転対象契約の選定基準、②移転会社と移転先会社の健全性、③サービス水準、④剰余の取扱いに係る審査について、それぞれ解釈上もしくは規定自体に疑義が存することを示した。これを受けて第3章では、英国の法制を紹介したうえで、上記の疑義が存する事項が英国の裁判所ではどのように考慮されているか明らかにするため、当該事項が争点となった審査事例を整理した。以下では、英国法制および審査事例の研究から得られた視点を用いて、日本における認可の審査基準に存する問題について提言を試みる。

1. 保険契約の移転の目的および移転対象契約の選定基準

1-1. 保険契約の移転の目的

日本において保険契約の移転の目的の審査基準は、平成23年金融審議会の議論を踏まえると、①保険契約の移転を保険契約者にとって必要性が高い場合に限って容認する趣旨、②保険契約者にとっての必要性ではなくとも保険契約者に利益をもたらすことが認められることを要件とする趣旨、③保険契約者に不利益を与えないことを前提として保険契約の移転が会社にとって合理的であることを要件とする趣旨、④保険契約の移転が会社にとって合理的であれば保険契約者に不利益を与えるものであっても容認する趣旨の4つの見解が考えられる。

英国の保険事業譲渡において、金融規制当局は裁判所への報告書作成の際に、保険事業譲渡の目的を検討するところ、これは、保険契約者の重大な不利益を伴わないこと等を前提として、保険事業譲渡のビジネス上の合理性（business rationale）を確認する趣旨であった。

また、英国裁判所による目的審査の基本的考え方は、「会社の定款によって会社の取締役に委ねられている商業的判断を正当に評価する」¹⁷⁹であり、これもビジネス上の合理性を確認する趣旨と思われる。一方、保険契約者等については「裁判所は、保険契約者、従業員、その他の利害関係者、またはそれらのグループが保険事業譲渡によって不

¹⁷⁹ 保険事業譲渡審査のアプローチの①。

利な影響を受けるかどうかを検討する」¹⁸⁰とされ、保険契約者にとっての必要性までを求めない。保険事業譲渡の目的が具体的に争われた裁判事例でも、保険契約者にとっての必要性を求めるものは見られない。一方で保険契約者に対する利益の有無については、提案されている保険事業譲渡が保険契約者の利益になり得ることに言及する事例¹⁸¹は存在するものの、保険契約者に重大な不利益さえ与えなければ保険事業譲渡を認め得ると述べる事例¹⁸²も存在する。

以上によると、英国の保険事業譲渡において、保険契約者にとっての必要性が要件でないことは明らかであるが、保険契約者に対し利益が認められることが要件なのか、保険契約者に対する重大な不利益がないことが要件なのかは確定できない。それでは、日本においてはいかに考えるべきであろうか。

英国の法制を日本と比較すると、日本では保険契約者の一定数の異議により保険契約の移転自体を阻むことができ、この成立要件は平成 24 年の保険業法改正により緩和される一方、英国では、保険契約者等が裁判所の審問に参加し反対意見を述べる機会はあるが、あくまで裁判所の判断において考慮されるのみで保険事業譲渡自体を阻む制度はない。また、日本では平成 24 年の保険業法改正により、保険契約の移転に不満がある契約者に対し不利益を与えない金額での解約が可能となる保護措置が新設された一方、英国では解約は可能であるものの日本のような保護措置はなく、実質的に解約できる場面は制限されている。日本では、平成 24 年の保険業法改正以前は移転単位規制が存在したことから、保険契約者にとっての必要性が高い場合にのみ保険契約の移転が可能と考えられていたが、平成 24 年の保険業法改正を経て、英国よりも契約者意思に配慮した保険契約の移転法制を実現できていると評価でき、英国でも要請されていない保険契約者にとっての必要性を引き続き保険契約の移転の要件とするのは厳格に過ぎると考えられる。

保険契約者にもたらされる利益については、英国ではこれが要件なのか判然とせず、保険契約者に対する重大な不利益さえなければ保険事業譲渡を容認する事案も存在するが、日本においては、これを要件とすべきと考える。なぜならば、英国では少なくとも 20 年以上にわたって約 300 件もの保険事業譲渡の事例が存在し¹⁸³、保険会社側の意思によって保険者が変更される場合があることを保険契約者が一定程度認識している可能性がある。また、特に生命保険について、英国ではファイナンシャルアドバイザー

¹⁸⁰ 保険事業譲渡審査のアプローチの②。

¹⁸¹ 提案されている保険事業譲渡が保険契約者の利益にかなうと評価した事案として *Rothsay Life Plc, Re* [2020] EWHC 2185 (Ch)、将来的に保険契約者に利益がもたらされる可能性がある旨を指摘した事案として *Canada Life Ltd v Scottish Friendly Assurance Society Ltd* [2019] EWHC 2931 (Ch)、*Legal and General Assurance Society Ltd and another* [2020] EWHC 2299 (Ch)。

¹⁸² *Norwich Union Linked Life Assurance Ltd*, [2004] EWHC 2802 (Ch)。

¹⁸³ 注 21 参照。

等、複数の保険会社の商品を取り扱うチャネルを介して契約を締結することが多く¹⁸⁴、その場合、顧客は当初より複数の保険会社を選択肢に入れていることから、特定の保険会社に拘りを有しているとは考えづらい。一方、日本では、営業職員等の保険会社の専属チャネルを介して契約を締結することが多い¹⁸⁵ため、顧客はどの保険会社であるかをより重視している可能性がある。以上を踏まえると、保険契約者に不利益を与えなくとも、保険会社にとっての合理性だけで保険契約の移転を認めては、英国以上に保険契約者の信頼を毀損する可能性がある。

したがって、保険契約者にとっての必要性が高い場合に限る必要はないが、少なくとも将来的に移転対象契約者に利益がもたらされる可能性が認められることを保険契約の移転の要件とすべきと考える。具体的には、ソルベンシー規制上の水準を最低限充足する程度の健全性水準である保険会社の契約を当該水準を大幅に上回る保険会社に移転する場合や、移転会社において非中核事業に位置付けられ、近い将来のサービス水準の低下が予期される保険契約を、当該契約群が中核事業に位置付けられ、今後も安定的なサービス提供が期待される保険会社に移転させる場合などが考えられる。

1-2. 移転対象契約の選定基準

移転対象契約の選定基準について、英国の Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch)は、保険事業譲渡の目的との関係を踏まえて合理的判断に基づくものであること、合理的判断であってもチェリーピッキングが行われていないことの2つの観点から審査されたと整理できる。

日本でも、移転対象契約の選定基準については移転の目的と併せて審査される規定となっており、また平成 23 年金融審議会において、チェリーピッキングを防ぐ必要がある旨指摘されていたことから、英国の審査態様と同様に考えてよいと思われる。

なお、監督指針 III-2-18 (2) ①ア. では「例えば、収益性に問題のある契約集団のみを選定して十分な責任準備金の手当がないまま保険契約の移転が行われていないか」との留意点が示されている。「収益性に問題のある契約集団のみを選定」とはチェリーピッキングのことと理解できるところ、責任準備金さえ十分に手当されていればチェリーピッキングも許されるように読める規定となっており改正すべきと考えられる

¹⁸⁴ 英国において、生命保険の 71%が独立金融仲介人（ファイナンシャルアドバイザー等）を介して契約されている。なお、損害保険では 33%である（Association of British Insurers, UK Insurance and Long Term Savings Key Facts 2021 (available at <https://www.abi.org.uk/data-and-resources/industry-data/uk-insurance-and-long-term-savings-key-facts/>, last visited 2022/11/4), at 24)。

¹⁸⁵ 日本においては、生命保険の 65.5%が専属チャネル（営業職員、通信販売、生命保険会社窓口）を介して契約されている（生命保険文化センター「2021（令和 3）年度生命保険に関する実態調査＜速報版＞」（2021 年 9 月）58 頁）。

2. 移転会社と移転先会社の健全性

(1) ソルベンシー規制上の数量水準の差異

平成 24 年の保険業法改正以前は、保険契約の移転は、実質的に保険会社の破綻時や外国保険会社の撤退時にのみ活用できる制度と考えられていたため、移転会社と移転先会社の健全性の差異が問題となることは殆どなかったものと思われる。一方で、平成 24 年の保険業法改正は組織再編等を目的とする保険契約の移転を容易にするものであることを踏まえ、平成 23 年金融審議会では、移転会社と移転先会社のソルベンシー・マージン比率の差異を審査事項とすべき旨の意見が存在した。しかし、現行の認可の審査基準では、移転会社と移転先会社のソルベンシー・マージン比率の差異について考慮すべきか明らかでない。

英国において、保険事業の譲渡を裁判所が承認するためには、保険事業譲渡後に譲受保険会社が必要なソルベンシー・マージンを有しているとの金融規制当局の証明書が必要であり、このことが保険事業譲渡の承認の当然の前提となっている。

また、英国の裁判事例を見ると、2004 年の事案である Norwich Union Linked Life Assurance Ltd, [2004] EWHC 2802 (Ch) では、RMM を超える資本については、いつでも削減することができると考えていることから、RMM を超えていれば、移転元・移転先会社のソルベンシー規制上の数量水準の高低は重要視していなかったように見受けられる。しかし、2019 年の事案である Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch) では、ソルベンシー規制上の数量水準の高低とともに、両保険会社の資本管理方針をもとに、将来的なソルベンシー規制上の数量水準をも考慮し、いずれの保険会社が健全性の観点から有利と考えられるか検討している。このような審査態様の変化の背景には、2008 年のリーマンショックにより、それまでのソルベンシー規制における必要最小資本を超過しているだけでは、経営破綻に陥る可能性があると認識されたこと、2016 年から適用されている EU ソルベンシー II においては、新たな算出方法による必要最小資本を超えることが金融規制上の要件とされるとともに、各社において、SCR カバレッジ・レシオの目標範囲が資本管理方針として開示されるようになってきた¹⁸⁷ことが

¹⁸⁶ チェリーピッキングした個々の保険契約の将来の保険事故率に応じた責任準備金を計算できるのであれば少なくとも移転対象契約を害することはないとも考えられる。しかし、責任準備金を十分に手当せずに移転してはならないのは、通常の保険契約の移転も同様であるため、移転対象契約の選定基準に係る留意事項としてはやはり不適当な記載になっているといえる。

¹⁸⁷ SCR カバレッジ・レシオの目標範囲の設定およびその開示は各保険会社の任意であるが、EU ソルベンシー II 規制下において開示が求められている SFCR (Solvency and Financial Condition Report) の一項目として開示する保険会社が多い。例えば、英国最大級の保険会社である Aviva plc Group の 2020 年末時点での SCR カバレッジ・レ

あると思われる。この資本管理方針の開示により、実質的に資本を削減できるのは各社の資本管理方針の下限までとなり、保険会社によってソルベンシー規制上の数量水準の観点から有利・不利が概念できるようになったのである。

日本の現行のソルベンシー規制では、ソルベンシー・マージン比率 200%を金融庁の介入水準としており、理屈上、その水準までは保険会社は自由に超過資本を削減できる。このソルベンシー規制体系であれば、英国の 2004 年の事例と同様に、移転会社と移転先会社のソルベンシー・マージン比率の高低を問うのは困難であり、少なくとも平成 24 年の保険業法改正においてソルベンシー・マージン比率の比較を要求する規定とならなかったことは理解できる。一方、日本においても、既に各保険会社の内部管理において ESR の活用が進み、資本管理方針として ESR の目標範囲を設定・開示する例も出てきている¹⁸⁸。したがって、可能な範囲で ESR や資本管理方針の比較を行い、保険契約の移転の認可において考慮すべきと考えられる。具体的には、ESR や資本管理方針からして、移転先会社に大きな不利が認められる場合や、大きな不利とは言えないまでも不利が認められ、かつ、保険契約者からの異議が多数に上る場合には、再保険を付すなどの移転対象契約の安全性を高める措置がない限り、保険契約の移転を認めるべきでないだろう。なお、2025 年の新たなソルベンシー規制の内容は現在検討されているところであるが、仮に ESR の目標範囲の設定・開示が明示的に要請されるようであれば、認可の審査基準をソルベンシー規制上の数量水準の差異を考慮する規定に改正することが望ましい。

（２）ソルベンシー規制上の数量水準以外の健全性に係る要素

平成 23 年金融審議会の議論においては、ソルベンシー・マージン比率には表れないような経営の健全性もある旨の指摘があったが、現行の移転会社と移転先会社の健全性に係る認可の審査基準において、ソルベンシー規制上の数量水準以外に健全性を評価する要素は記載されていない。

英国では、Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch)において、譲渡保険会社の財務状況が悪化した場合、親会社による支援が期待できる一方、譲受保険会社では親会社による支援が期待できず、このような外部支援の格差は、保険契約者の利益に影響を与える重要な要因であるとして、保険事業譲渡の承認を認めなかった。しかし、第 2 審では、拘束力のない非契約的な親会社の支援の可能性は考慮すべきでないとして、一転して保険事業譲渡を認めた。

シオの目標範囲は同社の SFCR (available at <https://www.aviva.com/investors/regulatory-returns/>, last visited 2022/11/4) 26 頁において 160%から 180%の間である旨が開示されている。

¹⁸⁸ 例えば、明治安田生命相互会社では ESR165%以上をターゲットレンジに設定している旨公表している (available at https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/corporate_info/mutual/soundness/index.html, last visited 2022/11/4)。

また、この事案の第1審では、保険商品の購入にあたり、保険会社の歴史や評判といった主観的評価による抽象的な健全性に保険契約者が信頼を置いたことを考慮したが、第2審では、給付の安全性に関する主観的な要因を裁判所は考慮すべきでないとした。これは、譲渡保険会社と譲受保険会社の健全性の評価というより、譲渡保険会社に対する信頼の裏切りという保険契約者の不利益の度合いを検討する趣旨であったように思われるが、そのような場面でも、健全性の評価として歴史や評判といった主観的評価を用いるべきでないと判断したことは注目される。

まず歴史や評判といった主観的評価について、英国の考え方は基本的に日本においても妥当する。戦後、経営破綻に陥った生命保険会社は8社¹⁸⁹、損害保険会社は2社¹⁹⁰あるが、そのいずれもが50年以上もの歴史を有する保険会社であり、中には創業から100年を超える保険会社もあった。また、1997年に日産生命保険相互会社が戦後初めて経営破綻する以前は、国民のほとんどが生命保険会社は破綻しないものと思い込み、欧米の機関投資家やマスコミ等の関係者でさえも「ザ・セイホ」が経営破綻することは当時おおよそ考えられないことであったと評されており¹⁹¹、日本においても歴史や評判といった主観的評価が何ら当てにならないことは明らかである。現行のソルベンシー規制下におけるソルベンシー・マージン比率の算出方法には経営実態を十分に反映できていないという課題もあり、過度な信頼を置くことはできない¹⁹²が、2025年に導入予定であるESRに基づく新たなソルベンシー規制下では、より経営実態に即した健全性の監督が可能になると想定される。そして上述のとおり、既に各保険会社において新たなソルベンシー規制を見据えてESRに基づく健全性の内部管理は進んでいる。これに基づいて保険契約の移転に係る健全性を審査できるのであれば、保険会社の歴史や評判といった保険契約者の主観的評価を健全性の審査に持ち込むことは、保険契約者全体に利益を与える保険契約の移転を不当に阻害することにもなりかねず不相当と考える。

次に非契約的な親会社等による支援の可能性について、これは保険契約の移転の審査において考慮されるべき場合があると考え。Prudential Assurance Company Ltd, Re

¹⁸⁹ 日産生命保険相互会社（1909年創業、1997年破綻）、東邦生命保険相互会社（1898年創業、1999年破綻）、第百生命保険相互会社（1894年創業、2000年破綻）、大正生命保険株式会社（1913年創業、2000年破綻）、千代田生命保険相互会社（1904年創業、2000年破綻）、協栄生命保険株式会社（1935年創業、2000年破綻）、東京生命保険相互会社（1895年創業、2001年破綻）、大和生命保険株式会社（1911年創業、2008年破綻）。

¹⁹⁰ 第一火災海上保険相互会社（1949年創業、2000年破綻）、大成火災保険株式会社（1920年創業、2001年破綻）。

¹⁹¹ 武田久義『生命保険会社の経営破綻』（成文堂、2008年）2-6頁

¹⁹² 2000年前後に経営破綻した保険会社において、破綻直前に公表されていたソルベンシー・マージン比率はいずれも200%を超えていた。この事態を受けて、それ以降、数次に亘り、ソルベンシー・マージン比率の算出方法等は見直しされている（中村・前掲（注16）310頁脚注5）。

[2019] EWHC 2245 (Ch)において、PACの親会社であるPrudential plcに対する支援の期待はPrudentialグループに対する保険契約者の主観的評価に基づくものであった。このような保険契約者の主観的評価を保険契約の移転の審査において考慮すべきでないことは上述のとおりである。しかしながら、親会社を含む保険会社グループに対する支援の期待がソルベンシー規制上の数量水準に基づくものであり、それが加入する保険会社の選択の一要因になっていたと認められる場合には、この保険契約者の信頼は保護に値すると考える。例えば、契約時のパンフレットに自社を含む保険会社グループの連結ソルベンシー・マージン比率が掲載されていたといった事情が認められる場合には、保険契約の移転の審査における考慮要素に入れるべきであろう。

3. サービス水準

(1) 審査の対象となるサービス

平成23年金融審議会では、保険契約の移転後において適切なサービス水準が確保されることを審査の視点としていた一方、認可の審査基準においては、個々のサービス内容の差異が審査されることとなった。そして、このサービスの内容とは、保険契約の保全手続きおよび付帯サービスであるとされている。この点、保険契約の保全手続きの手段は、生命保険業に伝統的な営業職員を介する方法のほか、コールセンター、保険会社のホームページ、アプリを介する方法等、各保険会社の戦略に沿って様々である。したがって、異なる保全手続き手段を主軸とする保険会社間において保険契約を移転しようとする場合、サービス内容が移転前後で著しい差異があると判断され、保険契約を移転することが困難となるであろう。

英国の保険事業譲渡において、事業譲渡計画報告書に記載されるのは、The Prudential Regulation Authority's approach to insurance business transfersによると、保険契約者に提供されるサービス水準 (levels of service provided to policyholders) とされている¹⁹³。

また、英国裁判所による審査において、契約の保全手段の変更について反対意見が出されたHSBC Life (UK) Limited & ReAssure Limited [2015] EWHC 2664 (Ch)では、手続きの利用実態だけでなく、オンラインによる契約保全手続きの代わりに書面またはコールセンターによる手続きが用意されていること、支店網が利用できなくなるため面前でのサービスの提供が受けられなくなってもコールセンターで対応可能なことが認定されているように、代替手段の存在を重視しているように見受けられる。同様に、オンラインでの契約保全手続きの利便性の低下について不満が申し立てられたLegal and General Assurance Society Ltd and another [2020] EWHC 2299 (Ch)でも代替手段について言及されている。つまり、英国では、契約の保全手段の変更を審査する際には代

¹⁹³ The Prudential Regulation Authority's approach to insurance business transfers, supra note 36, 2.33.

替手段の有無およびその内容が検討されており、これは、サービス内容の変更は許容した上で、サービス水準を審査対象としているものと理解できる。なお、後者の Legal and General Assurance Society Ltd and another [2020] EWHC 2299 (Ch) では、譲受保険会社がクロズド・ブック事業を専門とする ReAssure であり、その事業特性によりサービス水準が低下するとの反対意見も排斥されている。この判断の背景には、譲渡される保険契約は譲渡保険会社にとって非中核事業に位置付けられていたところ、非中核事業に留まるのであれば、近い将来にサービス水準が低下する可能性があったことが指摘できよう。

以上より、日本においても、監督指針における「サービス内容」との文言は平成 23 年金融審議会報告書で使用されていた「サービス水準」に戻し、サービス内容が変更されることは許容した上で、サービス水準に著しい差異が生じるか否かの判断をもって審査すべきと考える。この点、契約の保全手段の差異は各商品の予定事業費率に反映していると考えられ、予定事業費率が比較的高いと考えられる保険商品に加入する保険契約者は、一般に、保険会社に対し高いサービス水準を要求しているものと考えられる。したがって、予定事業費率が高い保険商品の契約群を予定事業費率が低い保険商品を取り扱う保険会社に移転する場合には、保険契約者にとって利便性の高い代替手段が確保されているかより慎重な審査が要求されるべきである¹⁹⁴。なお、移転対象契約が移転会社において非中核事業に位置付けられている、もしくは移転会社の経営状況が芳しくない場合には、移転会社に留まったとしても、いずれにせよ将来的にサービス水準が低下していく可能性があることは審査の際に考慮されるべきであろう。

(2) 付帯サービスの審査

平成 23 年金融審議会の議論において、審査されるべきサービスとは、アフターサービスのことと説明され、付帯サービスは審査対象に含めていなかったが、現行の認可の審査基準では、審査対象となるサービスに付帯サービスが含まれている。近年、各保険会社において、保険商品以外に自社の差別化を図る手段として特徴あるサービスが開発され、他社が同様のサービスを提供するのは困難な場合があることから、保険契約の移転にあたっては大きな障壁になり得るものと思われる。

監督指針のパブリックコメントでは付帯サービスの具体例として、自動車保険のロードサービスや医療相談・医療情報提供サービスが挙げられている。このうちロードサー

¹⁹⁴ 一般に、面前での保全手続き手段を用意するにはコストがかかり、予定事業費率が高くなると考えられる。この点、HSBC Life (UK) Limited & ReAssure Limited [2015] EWHC 2664 (Ch) では、銀行の支店網を利用することができなくなり、保険契約者にとって面前での保全手続き手段が失われるにも関わらず、保険事業譲渡が承認されたことには注目される。但し、この事案において、譲渡対象契約は既に HLUK にとって非中核事業に位置付けられており、いずれにせよ高いサービスの継続は期待できなかったものと考えられる。

ビスについては、通常、自動車保険約款にも規定されており¹⁹⁵、サービス提供主体を変更することは許容されても、当該サービスを削除することは認められないという見解には同意できる。一方で、医療相談・医療情報提供サービス等、他の多くの付帯サービスは保険会社の都合により提供を停止できる旨が一般的に定められており、保険契約者に確保された利益とは言えない。この点、Legal and General Assurance Society Ltd and another [2020] EWHC 2299 (Ch)において、譲受保険会社が過去に契約貸付特典を廃止したことを不適切な行為でないと判断した背景には、同様の事情があったものと想像される。

保険商品の販売の場面において、当該サービスが付帯することを殊更強調すること等により、保険契約と付帯サービスが一体となっていると判断されるような場合を除き、サービス水準の差異の判断にあたっては、付帯サービスは保全手続きに係る各サービスより重要性が低いものとして検討されるべきであろう。

4. 剰余の取扱い

現行の認可の審査基準を前提とすると、移転会社が株式会社である場合、移転対象契約が過去に寄与した剰余資産が移転会社内に存在しても、これは全て株主に帰属し、移転対象契約者に対し分配しないことが許されるものと思われる。

英国において、保険契約の譲渡時における継承資産の分配が争点となった Axa Equity & Law Life Assurance Society Plc v. Axa Sun Life Plc [2001] EWHC Ch 29 では、有配当保険の契約者は、剰余金が配当される場合には保険契約者 90 対株主 10 の割合で配当されるという合理的な期待を持っているものの、保険事業の譲渡に伴って継承資産の分配が行われるという期待は認められなかった。また、当事案において継承資産から分配が行われなくなる代わりに保険契約者に支払うこととされた報償金はウィンドフォールと判断された。したがって、この事案では報償金を支払わない取扱いであったとしても、保険事業譲渡が認められた可能性さえある。

日本において、株式会社における契約者配当における配当率は法令ならびに行政文書に記されていないことから、定款に定められている事例¹⁹⁶を除き、有配当保険の契約者が有する剰余金に対する期待は事実上のものであり、英国以上に保護されない期待であると考えられる。したがって、株式会社を移転会社とする保険契約の移転時において、有配当保険に係る過去の寄与分の分配は原則不要と解することが妥当¹⁹⁷であり、現行の

¹⁹⁵ ロードサービスに係る費用は基礎率の算定根拠に算入されている場合があり、保険契約そのものとも理解できる。なお、平成 23 年金融審議会では、ロードサービスについては契約条件の変更（保険業法 250 条以下）によらなければならないと指摘された（平成 23 年金融審議会「第 8 回議事録」〔洲崎博史座長発言（要約）〕）。

¹⁹⁶ 保険業法 86 条 5 項において、組織変更により株式会社となった保険会社は定款に契約者配当に係る方針を定めなければならないとされている。

¹⁹⁷ 株式会社が移転対象契約に対して任意に株主資産を分配することを排除すべきと主

認可の審査基準に不備はないと判断できる。

第5章 終わりに

本稿では、保険会社にとって今後実施するニーズが高まってくると考えられる保険契約の移転について、平成 24 年の保険業法改正における議論を振り返ることで、その認可の審査基準に問題点ないし不明瞭な点が存することを明らかにした。この問題点につき、比較法の観点から英国の法制および裁判所の審査事例をもとに検討した結果をまとめると次のとおりとなる。

すなわち、(1) 保険契約の移転の目的を審査することとなっているが、これは、保険契約の移転を保険契約者にとって移転の必要性が高い場合に限る趣旨ではなく、一方で保険会社にとっての合理性のみで判断されるべきでもない。健全性水準の向上やサービス水準の低下が予期される場面でのその防止など、保険契約者に少なくとも将来的な利益が認められることを要求する趣旨と理解すべきと考えられる。また、移転対象契約の選定基準を審査する趣旨はチェリーピッキングの防止と解することが妥当である。

(2) 保険契約の移転前後におけるソルベンシー・マージン比率の差異は考慮しなくてよいと読める規定となっているが、既に各保険会社の内部管理において ESR の活用が進み、資本管理方針として ESR の目標範囲を設定・開示する例も出てきていることから、可能な範囲で ESR や資本管理方針の比較を行うべきである。また、健全性に対する保険契約者の主観的評価は考慮されるべきではないが、親会社や保険会社グループによる支援への期待については、それがソルベンシー規制上の数量水準を根拠とする期待であれば考慮されるべき場合がある。

(3) 個々のサービス内容の差異が審査されることとなっているが、契約の保全手続きについて、移転先会社が同様の手段を用意することは困難である場合が想定されるため、適切な代替手段の有無といったサービス水準の差異をもって審査すべきである。また契約の保全手続きのサービス水準の差異を重視して審査すべきであり、その限度で付帯サービスの審査の重要性は劣る。

(4) 移転会社が株式会社である場合、移転対象契約が過去に寄与した剰余資産が移転会社内に存在しても、移転対象契約者に対し分配しない取扱が規定上許容されるが、この考え方は穏当である。

本稿では、保険契約の移転における認可審査をテーマとしたところ、現在の保険会社経営において保険契約の移転は殆ど活用されていないことから、指摘した問題点は理論上のものに過ぎない懸念もある。しかしながら、英国において、この問題点が争点となった裁判事例が存在し、この問題点の解決に資する示唆を得られたことは、この問題点の指摘自体が当を得たものであることの証左であるようにも理解できる。今後、日本に

張する趣旨ではない。

において保険契約の移転が実施されるようになっていけば、本稿が焦点を当てた認可の審査以外の問題点も顕在化するであろう。その際には改めてこの保険契約の移転の研究に取り組みたい。本稿が保険契約の移転の活発化を通じ保険会社・保険契約者双方の利益に貢献できれば幸いである。

別表：英国裁判所における保険事業譲渡の審査事例¹⁹⁸

審査年月日	事案名 ¹⁹⁹
11 January, 2001	Axa Equity & Law Life Assurance Society Plc v. Axa Sun Life Plc [2001] EWHC Ch 29
10 December, 2002	WASA International (UK) Insurance Company Ltd & Anor v WASA International Insurance Company Ltd [2002] EWHC 2698 (Ch)
1 December, 2004	Norwich Union Linked Life Assurance Ltd & Ors, Re [2004] EWHC 2802 (Ch)
19 January, 2005	Allied Dunbar Assurance Plc & Ors, Re [2005] EWHC 28 (Ch)
29 June, 2006	Eagle Star Insurance Company Ltd & Anor, Re [2006] EWHC 1850 (Ch)
14 September, 2006	Pearl Assurance (Unit Linked Pensions) Ltd, Re [2006] EWHC 2291 (Ch)
8 December, 2006	Alba Life Ltd. & Ors, Re [2006] EWHC 3507 (Ch)
14 February, 2007	Equitable Life Assurance Society v Canada Life Ltd. [2007] EWHC 229 (Ch)
14 March, 2007	First Alternative Insurance Company Ltd v Esure Insurance Ltd [2006] EWHC 694 (Ch)
13 December, 2007	Re Windsor Life Assurance Company Ltd [2007] EWHC 3429 (Ch)
18 December, 2008	Royal Sun Alliance Insurance Plc & Ors [2008] EWHC 3436 (Ch)
7 July, 2009	Equitas Ltd (the Names At Lloyd's for the 1992 and Prior Years of Account), Re [2009] EWHC 1595 (Ch)
16 October, 2009	Commercial Union Life Assurance Company Ltd, Re [2009] EWHC 2521 (Ch)
16 February, 2011	Sompo Japan Insurance Inc [2011] EWHC 260 (Ch)
13 November, 2014	Prudential Annuities Ltd & Ors, Re [2014] EWHC 4770 (Ch)
1 July, 2015	Syncora Guarantee (UK) Ltd, Re [2015] EWHC 3077 (Ch)
24 July, 2015	HSBC Life (UK) Ltd, Re [2015] EWHC 2664 (Ch)
8 December, 2015	Excess Insurance Company Ltd & Ors, Re [2015] EWHC 3572 (Ch)
15 January, 2016	Rothsay Assurance Ltd, Re [2016] EWHC 44 (Ch)
29 April, 2016	The Copenhagen Reinsurance Company (UK) Ltd & Anor, Re [2016] EWHC 944 (Ch)

¹⁹⁸ British and Irish Legal Information Institute で確認できる 37 件。検索方法は注 108 参照。

¹⁹⁹ 全て British and Irish Legal Information Institute における事案名。

審査年月日	事案名 ¹⁹⁹
15 June, 2017	Scottish Equitable Plc, Re [2017] EWHC 1439 (Ch)
19 July, 2017	Colbourne Insurance Ltd & Anor, Re [2017] EWHC 2134 (Ch)
25 October, 2018	AIG Europe Ltd & Anor, Re [2018] EWHC 2818 (Ch)
18 December, 2018	Abbey Life Assurance Company Ltd & Anor, Re Financial Services and Markets Act 2000 [2018] EWHC 3920 (Ch)
5 February, 2019	Royal London Mutual Insurance Society Ltd, Re [2019] EWHC 185 (Ch)
19 February, 2019	Aviva Life And Pensions UK Ld & Ors, Re [2019] EWHC 312 (Ch)
18 March, 2019	Scottish Widows Ltd, Re [2019] EWHC 642 (Ch)
11 June, 2019	AMT Mortgage Insurance Ltd & Ors, Re [2019] EWHC 2702 (Ch)
12 June, 2019	Zurich Assurance Ltd v Scottish Widows Ltd [2019] EWHC 1778 (Ch)
16 August, 2020	Prudential Assurance Company Ltd, Re [2019] EWHC 2245 (Ch)
22 October, 2019	Canada Life Ltd v Scottish Friendly Assurance Society Ltd [2019] EWHC 2931 (Ch)
4 December, 2019	Equitable Life Assurance Society, Re Companies Act 2006 [2019] EWHC 3336 (Ch)
7 August, 2020	Rothsay Life Plc, Re [2020] EWHC 2185 (Ch)
20 August, 2020	Legal And General Assurance Society Ltd, Re [2020] EWHC 2299 (Ch)
30 November, 2020	Society of Lloyd's, Re (Part VII of the Financial Services and Markets Act 2000) [2020] EWHC 3266 (Ch)
2 December, 2020	Prudential Assurance Company Ltd and Rothsay Life Plc, Re [2020] EWCA Civ 1626
24 November, 2021	Prudential Assurance Company Ltd & Anor, Re [2021] EWHC 3152 (Ch)